
平成21年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第4日）

平成21年3月5日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成21年3月5日 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第64号（提案理由説明～表決）
日程第3 議案第65号から議案第75号まで（提案理由説明～付託）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第64号 平成20年度南丹市一般会計補正予算（第4号）
(市長提出)
日程第3 議案第65号 平成20年度南丹市一般会計補正予算(第5号) (市長提出)
議案第66号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号) (市長提出)
議案第67号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第3号)
(市長提出)
議案第68号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算
(市長提出)
議案第69号 平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
議案第70号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号) (市長提出)
議案第71号 平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(市長提出)
議案第72号 平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)
議案第73号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算
(第3号) (市長提出)
議案第74号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第3号) (市長提出)
議案第75号 平成20年度南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)
(市長提出)

出席議員（25名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部 長 兼 人事秘書課 長	上 原 文 和	市 民 部 長 兼 環 境 課 長	草 木 太 久 実
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長 兼 商 工 観 光 課 長	西 岡 克 己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、ご報告をいたします。

高野美好議員から3月4日の一般質問におきます字句の訂正の申し出がありました。議員からの申し出は、会議規則第65条の規定によりまして、議長において許可することといたします。なお、字句等の訂正につきましては、議長において対処をいたします。また、教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成20年度南丹市教育委員会点検評価報告書がまいっております。その写しをお手元に配布しておきましたので、お調べおきを願います。

以上で、報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） 日程第1「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、12番、藤井日出夫議員の発言を許します。

藤井議員。

○議員（12番 藤井 日出夫君） 皆さん、改めましておはようございます。今日は代表質問並びに一般質問最終の日ということで、市長さんにおかれましては、連日、大変ご苦労やったと。最終の日でありますので、どうぞひとつ最後までよろしく願い申し上げます。

議席番号12番、活緑クラブの藤井日出夫です。ただいま、議長さんのお許しを得ましたので、通告にしたがい一般質問をさせていただきます。

その前に、いつもながら一言私の思いを述べさせていただいて、質問に移りたいと思うわけでございます。昨日は国会において、いよいよ大変な論議をしておりました定額給付金が決定しました。今朝の新聞紙上、またテレビ等では、その支給についての開始日の日程が各市町村別の一覧表で出ております。そうしたことで、いよいよそれが本格的になってきたということで、1日も早く支給されたいという気持ちがお互いに出てくるというのが心情かと思いますが、大変な事務内容と聞いておりますので、南丹市におかれましても、その辺、他の町村に合わせて、1日も早くそういう実行に移していただくことをお願いしたいと、このように思っておる次第であります。なおまた、昨日からの議員の皆さんの質問等にも出てましたように、今、社会の中では金融不安、これは大変な状況が出てきておるといことは周知のとおりであります。アメリカ発のああした金融の不安は、わが国においては金融災害と言われるような状況になっている。貿易に頼った自動車産業のああした一連から、大企業は予想もしてない大赤字の決算。それに付随しての雇用の喪失、大変な社会問題になっているということでもありますし、わが国

の経済の中の大企業の内容は、諸外国の内容とは少し違って、バブルからのきちっとした内部保留がしっかり積み重ねられているもので、わが国の経済は安心やと、心配ないと、このように言われているところでもありますけれども、無防備の、防波堤のない中小企業、その他、一般市民においては、この経済不況は日増しに押し寄せ、大変な状況が出てきているのではないかと思いますし、なおまた、南丹市におかれましては先日からいろいろ論議し、また、提案されました歳出の成立等含めて、市税の減少、財政の硬直化、大変な予算編成作業に携わりました市長はじめ関係の職員、大変なご苦労があったんじゃないかとこのように、その労働をねぎらうところでもあります。そうしたことで3本の柱を立てて、南丹市の、私として耳新しい言葉で行政経営、こうしたことを方針に掲げて、しっかりした南丹市民のための市政運営をしていただくことを特にお願いをいたしまして、質問に移らせていただきます。

こうした時期ですので、質問2、3あったんですが、昨日からも議員の皆さんから多岐にわたっての質問がありました。バッティングする面もありましたので、私は、今回は市政の一番大切な人権問題、同和問題を中心にして、市長さん並びに関係部長さんにお尋ねをいたしたいと思っております。1965年の同和对策審議会答申は、同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、著しく基本的人権が侵害され、近代社会の原則としての、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題であると述べております。こうしたことは、市長さんはじめ行政に携わる我々としては、十分認識しているところでもあります。そうしたことを背景に平成19年度の佐々木市長さんの施政演説の中には、きっちり人権・同和問題に対する啓発、そうした内容の方針が述べておりました。すなわち様々な差別や偏見が残されている状況を見つめ、人権が尊重され市民一人ひとりが人間としての尊厳が守られるまちづくりを、市民の皆様方と共に取り組んでまいりますと、このように立派に19年度においては、施政方針の中にきっちり述べておられる。しかしながら昨年度と本年度、21年度には方針の中、先日、発表されましたけれども、人権の二字、文字も、また、同和問題に対する経過並びに方針等申されない、発表されない、記事として残っていない。こういう内容であったので、一体どのようになったのかと。人権というものが南丹市において、どのようにされているのか、その辺を思う次第であります。しかしながら、こうした問題については、いろいろ南丹市において問題があります。昨年は差別落書きが一度なりとも二度、発生しております。また、八木町内においては無人の集会所に、差別はがきの投かんというような事象も出ております。こうした内容がある南丹市の状況の中では、やはり人権というものは一人ひとりが認識をしながら、啓発活動を続けていく必要が、まだまだあるのではないかとこのように考えておるところではありますが、幸いにも南丹市においては旧町において、いろいろな形で各町取り組まれておりました人権啓発等の組織も一本化されて、南丹市人権教育啓発推進会議という一つの組織が結成されて、会長

さんはじめ委員の皆さんが大変なご努力によって、日々に啓発活動を続けられ、年間4回にわたる研修会も形成され、また、地域から選任された啓発委員さんを中心にして、私も2年にわたっての、そうした地域からの要請でその委員になっているわけですが、どの会場にも私はすべて参加しておりますが、立派な講師先生を招いて、そうして人権啓発研修をしていただいております。なおまた、先日は八木支所において、南丹市の各企業の代表者を中心にし、また、推進員さん含めて、交流会を開催されて、5分科会に分かれてのいろいろな討議、話し合いがされました。非常に内容的には、私はいい会合であったと、集会であったとこのように思って、このように進んで啓発事業をやりたいと。にもかかわらず、その場に私は市政の代表者が、姿が見えない。姿が見えないというよりも南丹市の進んだ、こういう問題に対する先頭きって、この問題を解決していくという姿勢が、何か薄れているんじゃないかというような感じがしてならない。というのはやはり、そうした場に理事者、誰かが出席して、そういう組織の皆さんと共に、やはり一体となって、そして、この問題を解決するための、やっぱり行事等に参加していただいてやっていくのが、本当の人権問題、啓発活動する上においての一番大事なことではないかとこのように思っております。そうした点について、私は一体どうなっているのかと、こういう感じをしてならないのでありますので、3点ほど質問をまとめました。

まず、第1点は、先ほど申しましたように、施政方針の中になぜ人権問題、同和問題の啓発運動の方針が述べられなかったかということについて、市長さんにお尋ねをいたします。

なお、もう1点は、このように立派な冊子が47ページにわたって、平成20年3月に関係者に、全町民には配られていないと思いますけども渡される。南丹市人権教育啓発の推進計画、この中にはもう人権問題すべてを網羅し、同和問題含めてきっちり整理されて書かれています。こういう計画書ができてい以上、これを基にして、どれだけのことがやられたのか、やられているのか、取り組まれているのか、その点について関係部長さんにお尋ねをし、なおまた、この中の内容の変更等があることがあるのか、ないのか、その辺のことについてもお伺いしておきたい。

最後にもう1点、推進員、各区から選任された委員は、先ほど言いました協議会の会長さんの辞令で任命されて、1年の任期を全うされるわけです。それには辞令交付が年に1回開催されます。当然、委員会からは会長さんをはじめ委員の皆さん、また、関係の職員さんは出ていただいて、任命を受けて、1年の任期ですので、その任務の最初の辞令交付式の、一応、式でありますので皆はりきっておると言いますか、頑張りたいというか、そういう気持ちであります。そうしたところに南丹市の理事者が一人も出席されていない。組織が、協議会がやっていることであるので、それはそれでいいということですけども、やはり施政の見えないというか、そういうこの問題については、もう一体となってやらなければならない、こういう内容の組織ですので、やはりその場には理

事者は出席し、共にこうした問題を共に、内容等、やはりもって進めていく必要があるのではないかとこのよう思うわけですが、その点についてもどうということなのか、お尋ねをいたしたい。

以上の内容で、今後とも南丹市においてはこうした人権問題を、やはり柱にして、住みよい差別のない明るい南丹市をつくるために、お互いが一体となって進んでいくということをお願いして、この場での私の質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、藤井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人権教育・啓発、このことにつきましては、私は施政の大変大きな重要な責務であるというふうに考えております。今、ご質問をいただきました中で、先日の施政方針の中で述べられていないというご指摘がございました。直接的にこの人権教育・啓発につきまして触れておられないのは事実でございます。こういった中で、この人権教育啓発の重要性について認識が薄れているんじゃないかというご指摘があったように感じましたが、私自身、大変この行政の中でそういうご指摘を受けたということ、私自身遺憾に存じておる次第でございます。私自身この施政方針を述べました際も、人々が住んで良かったと実現、実感できるまちづくり、こういった中で総合振興計画の着実な推進を図るといふ、申し上げております。こういった中で人権啓発の推進、これは南丹市の基本施策として位置づけておるところでございます。この総合振興計画の着実な推進を図る上で、人権教育・啓発の推進に取り組んでいくことは当然のことであり、これからも努力をいたしていかなければならないと存ずる次第でございます。こういった中で、ご質問の中でそれぞれご意見を賜ったわけでございます。人権教育啓発推進協議会の皆様方、それぞれのお立場によりまして、この人権教育啓発の推進のためにご尽力をいただき、また、人権啓発の推進委員の皆様方も、それぞれのお立場でご尽力を賜っておりますことに、あらためて敬意を表する次第でございます。こういった中で協議会のもとで、様々な研修等のお取り組みをいただいております。その取り組みにつきましては、協議会との連携のもとに、各区での人権研修の取り組みを進めていただくために主任人権啓発推進委員の皆さん、また、人権啓発推進員の皆さん方を対象に、旧町ごとに年3回の研修会を実施し、また、一般の市民の皆様方を対象として、年4回の人権教育講座を開催いたしております。併せて、8月の人権啓発強調月間、12月の人権週間におきましては各種団体の皆様方、また、関係の行政機関のご協力を賜りながら、街頭での啓発活動、また、年2回の人権講演会などを実施する中で、市民の皆様方の人権意識の高揚を図りながら広報も年2回発行しております。こういった中で市民お一人おひとりがこの人権教育、啓発に積極的に参画していただく。こういうことによって問題の解決を進めていかなければならない、このように考えておるところでございます。今この計画

につきましてのご質問がございました。昨年度にこの人権教育啓発推進計画を策定させていただいたわけでございますけれども、この計画に基づきまして、ただいま申し上げましたような様々な活動を推進いただいております。こういった中で、見直す項目等があるのかということでございますけれども、必要があれば、これからも関係の皆様方とも協議をしながら、見直しを行わなければならないと思っておりますけれども、そういった中で現時点におきましては、計画を見直す予定はございません。しかしながら、この計画の着実な推進をしていく必要があります。私どもも、ただいま賜りましたご意見、ご姿勢を十分に受け止めまして、これからの活動に積極的に努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

こういった中で、ご質問がございました推進協議会における辞令交付に理事者が同席してないということでございますけれども、本協議会の会長から委嘱をされております。そういった中で、協議会の皆様方の主体性を尊重しつつ、今、連携を取りながら活動を進めているのが本意でございます。ただいま賜りましたご意見も踏まえ、今後、市と、また、協議会の運営のその運営の仕方につきましても、これからも十分な調整を図っていきたく思っております次第でございます。

人権問題、同和問題をはじめとする人権問題の解決、これは私ども施政にとりましても大変重要な責務があります。こういった中で、日々の積み重ねにより前進するものと考えております。ただいま頂戴しましたご意見やご姿勢を十分受け止め、これからも人権教育啓発のさらなる推進のために、努力をいたしていきたいと考えておりますので今後とものご指導や、また、ご理解やご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

藤井議員。

○議員（12番 藤井 日出夫君） この人権啓発については、今、市長さんから前向きな答弁をいただいたところでありますが、私はこうした問題については、自らが要請されるということやなしに、大切なことを理解して、多くの皆さんが自主的にこうしたことに参加して、研修を受けるという姿勢が本当の人権啓発の身の入った研修の中身になってくるとこのようなことを常に思っています。そういうことで、組織は協議会で立派に活動をしていきたいと。しかし、そこへ参加する人も自主的に参加するという点については、行政としてはそういう土壌づくり、雰囲気づくり、皆行こかいと、今日は研修会がある、人権研修会や、ほな行こかいという、そういうムードづくり、そのことをするのが、私は組織が立派に稼働されているんやから、あとは行政がそういう土壌づくりということをするのが行政の仕事ではないかと。そういう点を見ますと、いろいろな会議、研修会に参りまして、そういう参加していただく人たちのそうした姿も見るに、一つの会場を見ましても、果たしてそういうムードだろうかということについては、やはり行政がそういう仕事を今後ともやっていただく。こういうことをひとつ私はお願い

しておきたいとこういうことで、参加が少ないとか、多いとか、内容がどうかこういうことを言うておるんではありません。自ら進んでそうした場に出られるような雰囲気づくりを行政がするべきやと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいとこのように思っております。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、藤井日出夫議員の質問を終わります。

次に、7番、橋本尊文議員の発言を許します。

橋本議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） 皆さんおはようございます。

議席7番の橋本尊文でございます。議長の許可を得ましたので、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

まずは、現在、大きな社会問題となっております失業者の雇用支援、生活支援についてであります。この件に関しましては、同僚議員からも数多く質問がされ、重複する点があるわけでありますけれども、通告をしておりますので、質問をさせていただきたいと思っております。

昨年の9月、アメリカの大手証券、リーマンブラザーズの経営破たんを端を発した金融危機は、世界同時不況に突入し、各国経済を大きく揺るがしています。わが国においてもその影響は甚大であり、2月16日に発表されたGDP、国内総生産は、年率12.7%減、35年ぶりの二桁マイナス成長となり、戦後、最大の経済危機ともいわれ、輸出依存度の高い日本経済は、その構造的弱点といったものを露呈をしてくれています。自動車業界、電気業界の輸出関連産業をはじめとして、様々な業界が深刻な影響を受け、輸出の減少は生産縮小に連動し、雇用の危機にも波及をし、さらに消費が減退をするという負の連鎖が続いています。昨今では大企業の大幅な派遣切り、雇い止めの従業員の削減が連日、新聞紙上に掲載がされていますが、中小企業は一層深刻な様相といったものを呈しています。厚生労働省は昨年の10月から今年3月までに、全国の非正規社員15万7,000人が失職をし、就職の内定取り消しは1,570人になると発表をしています。また、完全失業率は昨年12月に4.4%、近畿では4.6%になったと報告がされ、まさに雇用危機を明確に物語る数字であります。この問題は都市部、また、大企業が存在をする一部の地域だけの問題ではなくて、地方都市においても深くかかわってきています。南丹市におきましても、避けて通れる問題ではなく、この3月議会に提案をされております平成21年度予算案で市税収入が1億1,000万と、大幅に減額をされていることでも側面から厳しい社会経済状況といったものが明確になってきています。国・京都府においても雇用創出に対しては、数多くの施策が執られており、南丹市でもこれらの制度といったものを活用する中で、積極的な対応といったものが求められるところであります。現在の南丹市の失業者の実態把握といったものはどうか、失業者に対する雇用支援事業、生活支援策、雇用創出に対する施策はどうか、市長の見解を伺いたいと思っております。

次に、児童生徒の運動力不足、体力低下にかかわる問題についてであります。

平成21年1月に文部科学省は、全国の小学校5年生と中学2年生を対象に実施した全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果を発表をいたしました。新聞記事によりますと、児童生徒の体力成績がピークであった1985年の抽出調査結果をほとんどの種目で下回り、運動能力の低下が指摘をされています。運動量においては体育事業、通学に要した時間を除いた1週間の運動時間が1時間未満の子どもは、女子では小学校5年生が約23%、中学2年生で31%と大きな数値を占め、男子では小・中学生共に10%、つまりそれでも10人に一人は1週間に1時間未満の運動しかしていないという厳しい現実を如実に物語っています。その一方においては、男子は毎日1時間以上の運動を小学生の60%、中学生の80%が行っており、部活動、地域クラブ活動に励む児童と、そうでない児童との二極分化が進行し、好ましくない状況であります。また、全国体力調査の都道府県別順位におきましては、京都府では男子が小学生が22位、中学生が20位と平均値を少し上回っておりますけれども、女子は小学生が29位、中学生は26位と共に平均点数を下回る状況であり、全国的に見ても優れた成績ではないことが分かります。その上に、体力調査結果と全国学力調査結果が正比例をするという傾向があるとの見方もあり、基本的な生活習慣を育む家庭環境も影響すると指摘され、一考を要する問題であります。南丹市では教育要覧に学校教育に関する方針として、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、心身共に健全で自己実現を目指す児童を育てるとうたい、体力・運動能力の向上に向けては、身体力テストの結果をもとに自己の体力について理解をさせると、豊かな人間性を育む教育の推進を掲げています。今回の教育における体育の重要性を、認識をし、その実践活動は十分理解をするところではありますが、今回の全国体力調査結果を踏まえ、南丹市の児童生徒の身体能力の現状はどうであるか。全国、京都府と比較してどのような位置であるのか。また、低下減少が見られるとするならば、その対応策はどのようなのかについて伺いたいと思います。

次に、子どもたちの運動力不足に対する環境面での対応としての校庭の芝生化についてであります。

文部科学省では、平成10年2月の地球環境問題に関する行動計画においても、環境に優しい文教施設の整備として、屋外運動場の緑化をあげられ、平成12年のスポーツ振興基本計画でも、児童生徒が多様なスポーツ活動を身近な場で楽しむことを促進するため、校庭の芝生化が盛り込まれています。また、今回の調査結果におきましても、その有効性は論じられているところであります。現在の児童生徒の体力、運動能力が長期的に低下、もしくは停滞傾向にある原因はなんなのでしょう。学習塾の増加による自由時間の減少、テレビゲーム、インターネットの普及による家庭内にいる時間の増加、団体行動よりも個を好む風潮など、様々な要因が集積をした結果ではありますが、子どもたちの運動に対する関心の低さも重要な一因であり、興味を喚起することで改善ができるのではないのでしょうか。このことを考えるときに、校庭の芝生化が有効な施策とし

て浮上をしてきます。子どもたちが長時間在校し、運動に接する最も身近な施設であるからであります。天然芝生グラウンドの持つ弾力性、柔軟性は子どもたちが自由に遊び回れるという安全性に優れ、運動に対する恐怖感といったものを払拭すると同時に興味、意欲といったものを増幅をさせてくれます。また、日常的に触れ合う芝生グラウンドは、植物の持つ強さやもろさを体験する環境教育の教材、美観の向上による癒し効果の増大は、子どもたちの情操教育にも大きく貢献をしてくれるものであります。維持、管理面での難しさという一面もありますが、子どもたちが参加をすることにおいて、働くことの大切さといったものを学習させることができ、学校、父兄、地域の連携は新たな地域コミュニティの形成も可能となるのであります。教育長の見解を伺いたいと思います。

最後に、社会体育施設の管理運営にかかわる貸し出し業務についてであります。

南丹市は社会体育、スポーツの振興に精力的に事業推進を行ってきています。子どもたちから高齢者までの市民が健康で生活実感を持って暮せ、市民相互の交流、連携を図る生涯スポーツの向上、そして、南丹市民としてのスポーツ意識と高揚を図り、技術力の向上を目指す競技スポーツの育成にも力を注いできています。組織の拡充にも積極的に活動展開をし、南丹市体育協会、南丹市スポーツ少年団が設立をされ、個々の団体が競技力の向上、全体的スポーツの振興に鋭意努力しているところであります。そして、それらの団体の活動の拠点となるのが社会体育施設であります。現在の施設貸出業務は、旧4町独自で管理がされております。教育委員会の直接管理、指定管理者、市の出先機関等、様々であります。合併当初はそれぞれの地域の実情に即し、スポーツ振興に寄与してきたことは十分理解ができるものであります。しかしながら、合併後3年を経過し、多くの団体が統合され組織力を高めると共に、技術力の向上、活動の充実を目指す上に置いては問題も出てきております。それは、旧4町個別対応では全体的利用状況が把握できず、各団体の均等な配分ができないということでもあります。また、予約期間が短い地域もあり、長期間の日程を必要とする団体は、年間日程が組めないような状況もあるということでもあります。すべてを1カ所に業務統合するという事は、それは不可能ではありますが、やはり連携を密にする中で情報交換といったものを行っていき、施設の適切な活用、公平な運用が大切であると考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

また、もう1点は、南丹市以外の地域の団体への施設貸出も見られ、そのことが市内利用者の利便性を阻害する面があるということでもあります。施設が開いているときの有効利用といったものは当然ではありますが、市内の団体が施設確保に苦慮しているような状況においては、やはり市民の健康保持、スポーツ振興を優先させるのが本来ではないかと思いますが、教育長の考えといったものを伺いたいと思います。

以上で、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、橋本議員のご質問にお答えをいたします。

雇用の支援、また雇用の創出につきましてご質問をいただきました。大変な厳しい経済状況。こういった中で雇用の対策、また創出につきましては、先だっただご質問でも申し上げましたように、京都府、また、ハローワーク等々意見交換をしながら、連携を持って情報を共有するなどして実態把握にも努めております。また、対応につきましても、基本的に連携の中で行っておるのが実態でございます。こういった中で今の現状、ハローワーク園部管内、派遣会社からの離職者、もう市内で10人以上にのぼるということも出ております。また、こういった中で新規の求職者も増えておるといふような現状もあるわけでございます。ただ、有効求人数も1,800余り、今あるということでございまして、今の状況、それぞれハローワークさん、また振興局、市等々連携する中で対処をいたしておるところでございます。住宅につきましても、市営住宅につきましても対応いたしたところがございますけれども、今のところ入居希望者というのはいないという状況でございます。また、そういった中で、今、離職された方が住居はあるけれども勤務地との関係において、市内でのニーズというのは、住宅ニーズっていうのは少ないというふうなご相談の中でも、そういうことを言われておるといふことを聞いております。また、様々な職を紹介してもうまくマッチしないと云いますか、ミスマッチの部分があるんで、なかなかその部分についても難しい現状があるというふうなこともお聞きいたしております。しかしながら大変厳しい状況、また、これからもさらに深まることすら予想される状況でございます。現時点におきましては、市といたしましては先だっただより申しております約5億3,000万円の地域活性化生活対策臨時交付金、また、1億9,000万円の地域雇用創出推進費による地方交付税の増額、こういったことを活用しながら、また、先ほど申しました京都府さんや関係機関とも連携しながら、雇用の創出にも積極的に実施をしていきたい。また、早期に行うことが大事であります。市職員もできるだけ早く事業着手に向けてできるように、これからも努力をしていかなければならないと思っております。いずれにいたしましても大変厳しい状況、また、さらに深まることすら予想される状況でございます。的確な連携をし、また、的確な対応をしていく、スピード感を持ってやっていくことが大事だといふふうに思っておりますので、今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、牧野教育長。

教育長。

○教育長（牧野 修君） おはようございます。

橋本議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果についてであります。平成20年度全国体力運動能力・運動習慣等調査は全国の小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象に平成20年4月から7月までの間に実施されたものであります。実技に

関する調査においては、8種類の実技内容について行い、体力合計点を算出しておりますが、その数値につきまして、南丹市の小学校5年生の男子及び女子については平均より高い状況にあります。中学校2年生については、ほぼ全国平均数値となっているところでもあります。さらに分析いたしましたら、握力、反復横とび、上体起こしなど、筋力、瞬発力を要するものがやや低い結果となっておりますが、走ることに关する内容につきましては優れているような状況であります。また、体格につきましては、身長はほぼ標準であります。また、体重、そして座高は若干低い傾向にあります。俗にもやしっ子の体系かなというような状況もうかがえるところでもあります。今回の結果を総合的に見ますと、南丹市の児童・生徒につきましては運動能力、体力は標準をやや上回っておる。または、標準的であるということが言えようかと思っております。しかしながら、今回は一時的なものであります。今後、継続して見ていく必要があることと、個々の学校、個人について、さらにきめ細かに対応していく必要があるとこのように考えております。今後は南丹市教育委員会におきましても、現在、それぞれの学校におきまして、中間休みの運動を含めての活動の充実、あるいはまた始業前の走の取り組み、あるいは、走と言いますのは走るということでもあります。また、中学校におきましては部活動の充実の取り組みを推進されているところでもあります。子どもたちの体力、健康安全を総合的にとらえるため、学校保健及び健康安全の担当者会議を今後、さらに計画的に開催をいたしまして、運動能力だけでなく体格や健康診断結果等について、集計、分析を行って課題の把握と共に、日々の教育実践や取り組みの充実を図ってまいると考えておるところでございます。

続きまして、校庭の芝生化についてでございます。

現在のところ、学校グラウンドの芝生化については、計画的に実施する予定はしておりません。ただ議員ご指摘のように、芝生の持つ効果、あるいは教育や環境面において、有効性が主張されているという状況については認識しているところですが、また一方で、管理の問題も指摘されているところでございます。すでに南丹市において、ごく一部ではありますが、芝生化したスペースを持つ学校もあり、その実態から鑑みて、今後のありようというような状況については、研究課題として検討してまいりたいと、このように思っているところでございます。

続きまして、社会体育施設の管理運営についてであります。

各施設の利用受付及び管理についての現状は、旧町単位で行っているところでございます。とりわけ広範囲であり、施設の多いことと併せて、管理体制も八木地域と美山地域では指定管理委託になっておりますし、また、スポーツ協会と地元区が管理しているというような状況があります。また園部、日吉地域においては直営で行っていると、そのような状況でございます。ただ、議員ご指摘の市内の利用者ということにかかわってでございますが、原則的には一般の利用受付については、市内利用者を優先的に受け付けておりますが、方法は地域により統一はできておらないというような現状でござ

います。ただ、日程的な調整の面からいきましたら、1ヵ月前までに申し込みをいただきましたら調整ということについては、かなり可能な状況にあるという状況でございます。また、イベントやスポーツ大会については市事業、学校事業、市内スポーツ団体の順で、優先的に早期受け付けを行い、調整をしておりますが、これもそれぞれの地域の実情により統一はできていない状況でございます。特に競技団体が統一され、以前にも増して充実し、年間を通じて大会等も計画されていることから、年間スケジュールの調査をさらに行い、競技団体及び施設間の調整の上、会場の確保ができるように、できる限りの便宜を図ってまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

橋本議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） それでは、第2質問をさしていただきたいと思えます。

先年の12月にまとめられました政府の雇用対策というのは、2兆円の規模で非正規労働者の雇用維持と、それから再就職の支援ということを柱にして、今後、3年間で140万の雇用を下支えしようとするものでございます。また、全国の312の自治体におきまして、緊急対策として臨時職員を中心として、2万4,000人の雇用確保をしたということでございます。全国の15%にあたる自治体といったものが、それぞれの立場で雇用創出といったものに努力をしてくれているわけでございますが、南丹市におきましてはそういう直接的な行動というか、積極的対策といったものはどうなっているかについて、伺いたいと思えます。

それから、ある学者は現在の経済不況といったものは、これは継続する、長期化するというふうに予測をされています。そのように雇用の創出機会といったものは地方の強みを活かした産業の育成であり、雇用の場を地域に求めるべきであると。そして、地域経済の自立を出発点として、その地方の可能性のある農林業、あるいは観光等の業種における産業の活性化を図っていくべきである。また、即効性としての介護、あるいは医療等の人手不足の業種に対する雇用の創出といったものが大切であるというふうに述べられていたわけでありまして。これは、地方の重視ということをお話しているかと思っておりますが、こういった考え方に対する市長の見解はどうかということと、また、こういった部分におきましては、南丹市といたしましても、非常に積極的な活動の対応といったものができる分野であろうかというふうに思っておりますので、そういった対応について少し伺ってまいりたいと思えます。

それから、児童生徒の体力・能力、体力運動力については、現在、全国で平均的であるということをお聞きいただきました。若干嬉しく思っているわけでございますけれども、やはり体力低下ということに関しましては、学校の環境とか、あるいは家庭の環境といったものが大きく影響をるところでございます。家庭におきましては、やはり朝食の摂取状況とか、それから睡眠時間、またテレビの使用時間とか、運動量と運動思

考との関係といったものも相関関係にあるということでもございました。基本的な生活習慣の確立といったものが問われているわけでもございますし、また、学校と家庭との連携といったものの大切さも訴えられておられました。そういった意味からおいて、現在の学校と家庭との関係、活動といったものはどのような状況であるかについて、伺わさしていただきたいと思えます。

それから1点、学校におきましては、やはりこの体力調査結果の中におきましても、全国で5.1%の学校で体育専科教師を、配置をしているということでもございまして、こういったものが体力の向上に大変役立っているということでもございますが、こういった体育専科教師に対する南丹市としての考え方というのか、現在いるのか、あるいはまた将来そういったものを考えていくことはあるのかどうかについて、お聞かせをいたしたいと思えます。

芝生化につきましては、教育長が現在考慮しないということでもございましたけれども、この体力調査結果の中でも、全国で小学校で2.3%、中学校におきましては2%の学校で芝生ができていくということでもございました。その有効性といったものも、実証をされているところでございます。問題はやはり経費と、それから維持管理の面ということになりますけれども、この経費という点に関しましても、低コストの校庭芝生化のモデル事業と、ポット苗移植法鳥取方式というのも開発がされました。非常に低コストでできると。経済的負担を与えないような形でできるという先進事例もあるわけでもございますし、また、維持管理面につきましても、これは学校、そして家庭、また、社会との連携といったものが不可欠でありますけれども、そういった共同作業ということにおきましては、やはり地域の連携、新しいコミュニティのできる場所でもありますし、市民の憩いの場としても非常に活用ができるというふうに思っておりますので、どうかというふうに思うところでございます。

それから、その施設の社会体育施設の管理運営ということにつきましては、ただいま説明を受けまして十分理解をいたしたところでございますけれども、こういった社会施設で、現在、それぞれの団体が十分に活動を充足している部分とそうでない団体もあるわけでもございまして、そういった団体におきましては、やはり相互間の調整といったものも必要となってくるわけでもありますし、そのためにはやはり、情報をしっかりした使用状況等についても理解をしなければならないというふうに思えます。そういったことから、やはり貸出期間の相互の連携を図る中で、より適切な措置といったものを、お願いをさせていただきたいというふうに思えます。

以上で、第2質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それではご質問にお答えいたします。

雇用の直接雇用と言いますか、市として雇用ということも考えないのかということでも

ございます。私どもも先ほど申しましたように、京都府や、また、ハローワーク等とも連携を取りながら、そういった実態も各市町村において、また、京都府においてもこのような取り組みをされております。ただ、事務補助等で派遣の離職者の方等ご紹介をしたところ、やっぱり職域が合わないということから、マッチングがうまくいかない例が多いというようなこともお聞きしております。また昨今、先ほどのご質問にもありましたように、介護、福祉の部門で人が足りないというふうなことなんですけれども、また、農林業での雇用というようなことを考えてはということなんですけれども、いずれにいたしましてもこの職業、それぞれ経験や、また、技能が必要な部分でございます。こういった中でのミスマッチや、なかなか難しいということも考えられております。当然現時点において、私どもが直接雇用ということは、まだ検討まで至っておりませんけれども、まずは先ほど申しました各種の臨時交付金等を財源にいたしまして、公共事業等を積極的に、また、早期に執行することによりましての雇用の創出を図っていくことが、今、肝要ではないかというふうに思っております。ただ、先ほど申しましたように、これから、どのような状況になるか分かりません。そういった状況について、やはり窓口としてお世話になっておりますハローワークの皆さん方、また、京都府や、また、私どもの市役所の窓口の関係職員とも情報を密にいたしまして、そういった方々がどういうふうなことを望んでおられるのか、この辺を十分に踏まえながら、今後の対応を積極的にやっていかなければならないとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 教育長。

○教育長（牧野 修君） 橋本議員のご質問にお答えをいたします。

学校と家庭連携というような状況ですが、おっしゃいますように基本的な生活習慣の重要性というような状況も含めてであります。今、それぞれの学校においてはPTA活動と結んでの状況ということが、それぞれ学校としては大事な活動として位置づけて、その連携を充実させる方向で取り組みを進めているところであります。とりわけ安全・安心の確保というような状況で登下校の見守りというような状況と、それから個人的な学力の充実向上を果たすということで、家庭学習のあり方ということで一部連携を進めてきている状況であります。そういう中で全国的な運動になっております、あいさつ、あるいは早寝・早起き・朝ごはんというような食育にもかかわっての状況の連携が、特に重要性を増しているような状況が言われておまして、南丹市内でも全学校でというわけではありませんが、その部分的な取り組みを進めさせていただいているところであります。そういう意味合いではこの体力、運動能力という状況でなくて、子どもたちの生活の基盤である元気を出していくというような状況を総合的にとらまえたなら、より学校と家庭の連携は必要であろうとこのように思っております。そういう状況で随時学習面の課題、あるいは生活上の課題ということが、やはりそれぞれはつきりしてまわっている状況でありますので、今後一層、PTA活動を中心にしながら、家庭と学校との連

携を、さらに充実する方向で取り組みを進めさせていただきたいとこのように思います。

続きまして、体育の専科教員という状況であります。これは小学校と中学校との連携ということで、体育のみならず他の教科においても中学校の専科的な能力を活かすというような状況で、より一層進めているような先進事例もあるわけであり。ただ、南丹市、あるいは南丹局管内といたしましては、幼・小・中・高連携というようなことで、幼稚園から高等学校までの連携を、さらに充実をさせるということで校長会を中心にして、その取り組みが進められております。体育に限って言いましたら、小学校の駅伝、キッズふれあい駅伝というものが開催をされました。それを機会に、その小学校と他の校種との連携ということを進めております。例えて言えば、中学校の部活動に小学校が一緒入って練習をする。それから小学校のいわゆる練習に、中学校の教員が行って指導する。あるいは、また、中学校の教員の指導を受けにくる。あるいはその校種をかえて同じような状況を高等学校の教員が指導に入ってみたり、高等学校の部活動の生徒が学校を訪問する等々、言わば、そういう校種間の連携を進めているような状況で、現在のところ即専科教員の活用ということを体育科で考えているという状況ではないわけですが、校種間の交流とか、そして、お互いに専門的な力量を活かすという、相互に連携を深めた取り組みということにつきましては、さらに進めてまいりたいとこのように考えております。

続きまして、芝生化の状況でございます。

南丹市、とりわけ園部の陸上競技場の芝生というような状況で、園部中学校については、そのことを全面的に日常の教育活動の中で活用をさせていただいているわけですが、やはりその芝生の効果というものを全面的に感じているような状況であります。ただ、このことをやはりすべての学校に普及というような状況にかかわりましては、やはり議員ご指摘のように管理面の面、そして、低コストにしようとする、やはり共同体制の充実というような状況があらうかと思っております。そういう面で経費、あるいは管理の共同体制等、課題がやはり大きい状況がございます。しかし、一方では芝生の効用性というものも感じているような状況で、さらに研究を進めながら、部分的にも実施できるかどうかというようなことも含めて、やはり検討をするという状況でご理解を賜りたいとこのように思っております。

最後に、社会体育施設の管理運営でございますが、やはり議員ご指摘のような状況で、利用状況のやはり把握というような状況と、事前調整、とりわけ年間で大きい大会等、あるいは長期的に使われるような状況等がございますので、そういう大きい大会、そして長期的な状況についてはあらかじめ把握をする。その場合、やはり利用者側も計画的な状況で申請をしていただくというような状況で、そのところはお互いに歩み寄るような状況もあらうかとは思いますが、さらに適切な調整ができますように、情報を把握をさせていただいて、現状の管理をさらに充実させるような状況で進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 尊文君） ありがとうございます。

それぞれにご答弁をいただきまして、理解をさしていただいたところでございますけれども、やはり雇用対策と言うのは、社会的弱者にかかわる問題でございますだけに、行政としても人間味あると言いますか、心温まる施策といったものをお願いをいたしたいと。そういった形での対応といったものをよろしくをお願いをいたしたいと思えます。

また、学校の体育の件に関しましては、小・中・高で連携をして、それぞれ行っているということございました。一定の効果が十分あるかというふうに思えますけれども、今後ともより一層この連携を深める中で、子どもたちの体力の向上に努めていただきたいというふうに思えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、橋本議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午前11時25分といたします。

よろしく申し上げます。

午前11時13分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（吉田 繁治君） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、11番、川勝儀昭議員の発言を許します。

川勝議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 議席番号11、活緑クラブ川勝儀昭でございます。議長の許可をいただきましたので、事前通告にしたがい、私の一般質問に入ります。

3日目ともなりますと、重複する質問が2、3あるかと思いますが、私の観点なり思いから質問をさせていただきますので、理事者の方々にはよろしくをお願いをいたしたいと思えます。

まず、1点目に、国、府との連携強化による行財政運営についてお伺いいたします。

合併後3年が経過した南丹市であります。行財政運営のかじ取り役を担ってこられた、その市長自らが認める財政難の南丹市であります。この結果、市職員の給与はカットされ、各種の税金をはじめとする公共料金や利用料負担、また、道路整備等の公共工事の発注の減少や公共工事の進捗の遅れ、福祉施策の削減、住民サービスの低下等々市民の皆様方にご負担とご迷惑をおかけしているのは事実であります。このことは合併協議における財政見通しの甘さや社会情勢の変化によるところも一部あったと、私も認識しておるところでございます。しかしながら、このこと以外にも多くの原因があったものと思えますが、その一つに国や京都府との連携の強化による行財政運営があげられると思えます。国と府との連携強化は、地方の特に財政難と言われる市町村においてはは

行財政運営において、大変重要で不可欠な施策、手法であり、佐々木市長も十分認識されておることと存じます。合併以降、仲村、岸上両副市長と共にこの南丹市の行財政運営を担われてこられました。様々な事業において国や府との連携強化という見地から、この3年間の成果並びに現状、そして、市長任期最終年となる21年度において、どのような思いで連携を図り、市民のための行財政運営を進めていかれるのか、市長の所見をお伺いいたします。

次に、行政組織について、特に支所機能についてお伺いいたします。

合併協議により緩やかな合併と、おおむね10年間総合支所として支所を設置する等々の大前提により、4町の合併が実現したところでありましたが、19年7月に大規模な組織改編が実施され、支所職員数は半減されたところでありました。住民サービスの低下が懸念されておりましたが、その現状についてお伺いいたします。

また、このような少人数において支所運営のもと、支所長としての各参与の存在が大変重要な役割を担ってこられたのは事実であります。合併協議により本年12月末をもって参与の任期満了となりますが、21年度当初予算が提案され、施政方針が打ち出された今、22年1月からの組織体制について市長の所見をお伺いいたします。

3点目に、財政運営についてお伺いいたします。

政府の20年度第2次補正予算の関連法案が昨日衆議院において再可決し、景気雇用対策を中心とし、定額給付金や緊急的な各交付金が支給されることとなりました。そのうち今回、地域活性化生活対策臨時交付金についてお伺いいたします。

昨日までの一般質問において予算ベースであります。道路などの生活環境の基盤整備事業に2億1,000万円、農林業の基盤整備事業に7,000万円、福祉環境の整備に関する事業に約3,000万円、教育環境の整備に関する事業に9,000万円、公共施設等の整備に関する事業に4,000万円、活性化推進基金に1億3,000万円とし、合計5億7,000万円が予算化されているようであります。21年度当初予算における提案理由説明において少し触れられておりますが、この予算のうち2億3,000万円は21年度事業を前倒しし、20年度に事業実施されます。また、5,500万円は、20年度の当初予算事業に充当されております。この2億3,000万円と5,500万円は21年度予算において別途加算し、予算計上されているのか、お伺いいたします。

また、この臨時交付金はその資金使途について一定の幅を持たせ、各自治体に対して比較的使いやすい交付金事業となっております。極端に言えば、公債費に充当してもかまわない交付金事業であります。しかしながら、そうであるがこそ、それぞれの自治体が知恵を絞り、今、緊急的に何に重点を置いてどのように使っていくのかは理事者としての柔軟性を持った行政手腕が問われる事業であると思われまます。昨日の同僚議員の質問でも触れられておりましたが、この南丹市のまちづくりの一端を担っていただいております南丹市建設業協会の会員数が公共工事の発注の減少に伴い、倒産や事業閉鎖等に

よりこの3年余りで229社中、61社も減少しております。市長はこの現実をどのように受け止められているのか、お伺いいたします。

また、この臨時交付金は農林業や福祉にも使われるようですが、当然、農林業や福祉も予算的には充実しなければなりません。本来、当初予算ベースで実施しなければならない事業であると思われまます。今回の緊急的な景気雇用対策を目的とする、この臨時交付金を充当するのはいかがなものかと思われまます、併せて、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、農林行政についてお伺いいたします。

南丹市において農林業は基幹産業であり、林業においては豊富な材木を中心とする森林資源を有しております。また、農業においては水菜、壬生菜を中心とする京野菜の府内有数の生産地であります。しかし、米価の下落や機械設備、肥料、農薬等の生産資材の高騰、食糧自給率の低下、後継者不足や担い手不足、集落営農の行き詰まり、耕作放棄地の増加等々、この南丹市の農業も課題は山積しております。こういった中、国や府に支援を求め、南丹市独自の支援施策や生産振興施策が必要と思われまます、市長の所見をお伺いいたします。

また、21年度農林水産予算において多くの既存の事業をはじめとし、新しい施策が多く打ち出されております。こういった新事業に敏感に対応し、今の南丹市において活用できる事業があると思われまます。財政難の南丹市であるため、単費支出は極力抑えなければならないのは認識しておりますが、基幹産業である農林業への支援は現状では十分であるとは言えません。政府で提案されております様々な事業をうまく活用し、南丹市民のために前向きな事業実施が必要と考えまます、21年度予算編成において、こういったことがどのように反映されているのかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し答弁を求めまます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝儀昭議員のご質問にお答えいたします。

まず、行財政運営につきまして、国・府との連携強化についてご質問をいただきました。

先ほどご質問の中でも申されましたように、まさに財政厳しき状況、また、全国的にも各地方自治体の置かれた現状というのは大変厳しくございまます。また、昨今の経済不況を伴いまます先行きの不透明な状況の中で、大変行財政運営には苦慮しておることも事実でございまます。こういった中で、合併して丸3年が経過する中で、私も安定した財政状況、このことを念頭に置いての中での事業推進を図ってまいりました。今日までの状況につきましては、先般の施政方針の中で申し上げたとおりではございまますけれども、大変厳しい現状の中ではございまます、国や府のご理解や、また、ご協力を賜る中で、様々な施策も実施していったことも事実でございまます。さらに今、こういう厳しい状況

でございます。これからも国や府との連携、今日までの様々な機会をとらえまして、この現状の訴えや、また、協力に対する要請をそれぞれの機会で行っており、また、その実もあがっておるわけでございますけれども、こういった中で、さらにこの1年、さらに強めながら、今後の行政運営、また、市政経営を積極的に行っていきたいと、こういう決意を新たにいたしておるところでございます。

次に、支所の問題につきましてご質問をいただきました。

ご質問にありましたように、平成19年8月に組織再編を実施いたしました。私は本庁と支所、これとの強固な連携をさらに強める中で住民サービスの対応をしていく、このことが肝要であると、その際にも申しておりましたし、今もこのことが大変重要であるというふうに考えております。私自身、本庁・支所との連携が今、強まりつつあります。また、支所において様々なご努力をいただいております。それぞれ連携を強める中で、住民の皆様方に対するサービスは確保できていると認識をいたしておるところでございます。

また、参与につきましても、支所長として合併のこの過渡期におきまして、様々な課題につきましても、十分な対応をいただくなど大変重要な役割を担っていただいております。その成果が表れておるものと感じております。先ほどご指摘のございましたように、任期は4年以内というふうな合併協議になっております。ご質問につきましても組織体制、22年1月以降の問題につきましては、今、十分な検討を進める中で固めていきたいというふうに考えておるところでございます。先般のご質問でもお答えいたしましたように、支所を総合支所としての機能を当分の間は守っていく、こういった理念に立って、これからの組織体制の検討を深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

地域活性化生活対策臨時交付金につきましてのご質問がございました。

本件につきましては、代表質問、一般質問の中でも種々ご答弁申し上げたとおりではございますけれども、平成20年度の補正予算として、今議会に提案をし、ご審議をいただく予定になっております。基本的にこの交付金につきましては、消費意欲や購買意欲を高め、また、地域経済の活性化を図る。また、地域要望、住民ニーズに対応するということが基本としております。このことによりまして市民の皆さん、事業者の皆さん方の経済活動の活性化に期することを目的として、補正予算を編成いたしましたところでございます。ご指摘いただきました、この交付税の使途につきましては、国においても、昨年11月以降の実施事業等は対象とするということにいたしております。既決予算への充当は想定されておったものと解釈をしておるところでございます。

また、ご指摘いただきましたように、平成21年度当初予算で考えておりました約2億3,000万円分を実施いたしましたことにより、他の事業を21年度の当初予算に計上することが可能になったということでございます。結果といたしまして、2億3,000万が追加需要への対応ができたということでございますので、この点についてもご理

解を賜りますようお願いいたします。

農林業の問題につきましてご質問をいただきました。

議員、先ほどご質問の中に述べられましたように、今の農林業についての様々な課題、大変厳しい状況がございます。こうした中で、農地・水・環境保全向上対策事業、また、新林整備地域活動支援交付金事業等々に引き続き取り組むと共に、集落再生活動支援など、地域におけるお取り組みを積極的に支援する様々な施策につきましても、十分な連携を図りながら、市としても努力をしてまいっている所存でございます。また、今、農・商・工連携ということが言われております。こういった取り組みにつきましても事業活動に対してサポートしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、議員ご指摘をいただきました農林水産業関係における新たなる施策も、今、様々な打ち出されております。私どもも、今、研究をいろいろしておるところでございますし、また、事業主体として市民の皆様方が各種組合、農事組合の皆さん方、それぞれの団体、また、市としての主体となる、こういった様々な観点がございます。こういったことも連携をつけながら、こういった新しい制度についてもできるだけ活用したい、していく方向で今様々な検討をいたしておりますので、それぞれの際には、また、ご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

川勝議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） ただいまのご答弁いただきましたことに関しまして、再度質問をさせていただきます。

大きく4点、質問をさせていただいたわけではありますが、まず、1点目の国なり、京都府さんとの連携の強化ということに関してであります。

例えばですね、厚生労働省あたりが障害者福祉事業関連であったりだとか、高齢者介護事業、また、児童福祉関連事業等々において、多くの10分の10の事業があるわけではありますが、当然この辺りも国なり府との連携という意味では本当に、この財政難の南丹市で取り入れられるものであれば取りいれて、もしくはこの事業に合ったような事業を進めることも大切であろうと思いますし、この辺りの取り組み方の経緯なり、今後のことについても少しお尋ねをしたいと思います。

もう1点ですね、今の連携強化という点ではありますが、各市町村から政府与党に対して、具体的には自民党の京都府連に対して要望が出されております、書面で。それで19年度は園部でありました。それで南丹市の代表として岸上副市長が出席をされました。お一人そのときは出席をいただいたわけではありますが、今年度におきましてはその要望に、要望書対する懇談会が1月17日でしたかね、開かれたわけではありますが。市として正式にこの要望書をあげて、南丹市として提出をしてやっとなるわけなんですね。これ、例えば近隣で申し上げますと、亀岡市であれば栗山市長さんが出席されております。京丹波町であれば松原町長が急きょだめだということで、急きょ副町長が出席をされまし

た。そして、今年度におきましては各種団体さんも一緒に要望も聞き、懇談もしていこうということでありまして、亀岡市、京丹波はもちろんのことながら、この南丹市においても建設業界さん、また社会福祉協議会さん、それぞれ旧4町の森林組合さん、また漁協さん、また議員、それぞれが出席をして、いろいろの話し合いをしたわけでありませう。それぞれの会長さんなり、代表理事、組合長さんも出席された中で、こういった地方行政なり、府なり、国との連携をうまいこととっていかうということで行っておるわけですが、理事者各位6人なり、7人、また、担当部長もいらっしゃるわけですが、なぜこういった懇談会に出席して、南丹市としての主張をやっぱり伝えて、京都府に対しても紙出すだけではやっぱり伝わらない部分が当然あると思います。全員が、皆さん都合が悪かったのかもしれませんが、それなら致し方ないとしても、その後のフォローを何かされてきたのか。1月の話なので、まだあれですけれども、その後のフォローを何かとられてきたのか行政として、お伺いしておきます。

もう1点、関連がありますので、先ほど申し上げましたけれども、去年は、19年度は1年少し前になりますが、11月11日に先ほど申し上げましたとおり、南丹市からは岸上副市長が出席をされて、具体的に口頭でも要望されました。その後の要望に関する経過なりもお伝えをいただきたいと思います。

次に、支所機能の関係でありますので、今、ご答弁をいただきました中で、市長おっしゃるとおり本支所の連携も強化していくと。22年1月からの体制は今後、今、考えておるところだということでありましたけれども、今年度の施政方針が出て、また、予算も出た中でのことなので、当然、この4月に定期異動もあろうかと思っておりますけれども、その1月からの来年、できておろうかなということでお伺いして、まだということではしょうがないわけでありませうけれども。ただ、私が申し上げたいのは、いわゆる今までご苦労いただいた、中心的になってご苦労いただいた参加が、本当に退任をされるということは、我々議員、また職員、何よりも地域住民の方々が不安であると思っております。ですから、いわゆる例えば、その当然、支所長をと立場になる方が職員さんとして就かれるのかなというふうな予想はしておるわけですけれども、例えば、今は参加がいらっしゃるといことで、それぞれの課長が担当、それぞれの課を担当しておられるわけでありませうけれども、やっぱり本庁・支所との連携強化、また、昨日のご答弁でもありましたけれども、一体的な関係で行政運営を進めていくんだと言われた中でありますので、やはり私は各支所それぞれ部長級を持って行って、当然また、今、検討中ということでもありますのでよろしいかと思っておりますけれども、やはり部長級あたりを持って行って、本庁・支所がうまいこといくように連携できるようにできたらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、この点もコメントなりをいただければありがたいと思います。

それと、3点目の臨時交付金でございますけれども、2億3,000万の前倒しの件と、今年度の今、市長からありましたとおり、昨年10月31日以降の実施事業については、これは充当してもかまわないというこの交付金事業でありますけれども。私が申

し上げているのは使い方について、いわゆる法的に、もしくは支給要項に間違っているというようなことは申し上げておるわけではないんですけれども、今のこの緊急雇用対策をどういうふうはこの有効的に使っていくんだということで、お聞きを시켰ったわけなんですけれども。前倒しで2億3,000万が使われて、それは21年度予算に別途、いわゆる上乗せという形で予算計上してあるということの理解でいいんですよね。というのは、私が心配していたのは前倒しをして、その分21年度食い込むということになれば、何のための臨時交付金だということになるわけなんですけれども。ただし、この5,500万に関しましては、いわゆるこの20年度当初予算の事業実施の中に、この5億5,000万のうちの5,500万を充てるということはちょっとおかしい、間違っているとは申しませんが、プラスアルファで何とか、この住民のためにこの5,500万に関しましても新しい事業で行って、実施をいただいたらいいんじゃないかなと、私はこのように考えるわけでありまして。もしも、いわゆる当然、年度内で使い切るのも難しいことではありますけれども、1億3,000万が基金造成されるわけでありまして、そこに例えば基金造成をして、来年度至急に実施するのも一つの方法じゃないかとこのように思います。

それと最後の、農林関係でありますけれども、今、検討しとるということでありましたけれども。この政府の農林水産予算の21年度分なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、本当に新しい新事業が多く打ち出されております。例えば、昨日も同僚の矢野議員からもありましたけれども、荒廃農地の対策ですね、これ例えば、もう一度耕したりだとか、除草したりだとか、土づくりだとか、そういった部分で。例えば、2年間で10a当たり12万5,000円が受け取れる、荒廃農地の再生利用という形で受け取れる事業も新たにできております。また、担い手不足云々もありますけれども、やっぱり荒廃農地を生んだりだとか、水稲以外の転作を今、しなければなりませんので、それも本当にやったところで保全管理ぐらいしかできないという状況でありますけれども、例えば、その転作にお米を作って、その転作に見合った分は、例えば米粉用に出荷をする。これも、いわゆる米代以外に10a当たり、例えば5万5,000円が単年度で受け取れるという、こういう事業がほかにもあるわけでありまして。こういったこともやはりいち早く敏感に対応していただいて、この南丹市に取り入れていただく。これがやっぱり先ほど申し上げましたけれども、府なり、国との連携の中で、そして、いち早く課題の多い南丹市農業でありますので、いち早い対応が必要じゃないあいかないとこのように思います。

以上であります。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは答弁を申し上げます。

まず、国・府との連携強化ということにつきまして、ご質問をいただきました。

先ほど厚生労働省関連の事業、10分の10もあるじゃないかと。それで後で、また、農水関係の具体的な新たなる施策につきましてもご提言を賜りました。私どもも先ほど申しましたように様々な機会をとらえて、こういう新たなる施策の活用を検討いたしております。これからの事業実施について、また、市民の皆さんの中でこういうような活用ができるような施策。こういうようなことを十分に対応しながら、こういった施策の活用ということは、これからも図っていかなければならないと思っておりますし、特にこれだけ、特に景気環境が悪い中で、様々な緊急対策として講じられとる措置もございますので、我々もそういった施策の取り入れに努力をしていきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、もう一つご指摘のありました自由民主党の市町村との懇談会、これは旧来からずっと毎年、自由民主党の京都府連の主催において実施をされてまいりました。今回、4区支部におきまして実施をされるということでございまして、4区支部のご案内をいただいたのは事実でございます。今日までの市町村懇談会につきましては、延期をされるということで理解をいたしておりました。当日は所用によりまして欠席をいたしました。引き続き今後のこういった中で、対応をとらせていただいたのは事実でございます。これからも国や府連携を強めながら、市政の推進を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、支所の運営につきまして、22年1月以降の問題につきまして、ご提案も含めてご質問をいただきました。

ご意見もいろいろ私どもも賜っておりますし、また今の実情、そして、今後の運営の形について、今、種々協議をいたしており、検討を続けておるところでございます。ご意見もいろいろいただいておりますので、いろんなご意見をご参考にしながら決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金につきまして、ご質問をいただきました。

このことにつきましては先ほど申し上げましたとおり、目的と、また、それによりましての市民、市内事業者の経済活動の活性化という目的をもって、この交付金の趣旨にしたがって編成をいたしておるところでございます。この補正予算につきましては、まだ提出をいたしておりませんので、提案理由も申しておりませんので、今、ここにおきまして詳しく述べることはどうかと思っておりますけれども、こういった中でできるだけ早く執行することが、私は肝要だというふうに考えております。そういった中でやむを得ず活性化推進基金の中で組み込まれましたことにつきましても、早期に事業化に向けて取り組んでいきたいと。このことによりまして、目的を達成するために努力をしていく所存でございますので、この事業執行につきましても、市民の皆様方のご理解やご協力を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 副市長答弁ということですが。

岸上副市長。

○副市長（岸上 吉治君） 今年の自民党の懇談会の持ち方は、以前とまったく違う状況でありまして、私が参加したときは、参議院からすべて国会議員の方も出席でございまして、今回は別の形で開催されるということで、市長とも相談していろいろ検討した結果そのようにさしていただきました。例年どおり府連の主体になって、全国会議員も出席されて持たれる状況であれば、当然、今までから長く続いておるものですから、出席をさしてもらったというふうに思うわけでありまして。ただ、要望につきましては、あくまでも要望でございまして、要望さしていただいて、なされたもの、なされないものいろいろあるわけでございますけれども、要望を出さしていただいたのは通年でありまして、いつも出さしていただいてまいりましたが、今年は欠席さしてもらったということでもあります。

○議長（吉田 繁治君） 川勝議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 最後の質問となります。

支所機能は、今、ご検討だということで、まだ時期的にもまだありますので。いわゆる参与が12月末をもって退任されるということでもありますので、本来ですと、それまでに、いわゆる参与なしで職員さんだけでできるという体制をいち早く作った中で、ご退任をいただくというのが私はベストであろうと思います。でありますので、これからご協議をご検討いただくのであれば、そういった体制づくりをよろしく願いをいたしたいと思っております。

それと、臨時給付金においては、その5,500万の関係でお聞きをしたわけですが、これは理事者の裁量でやられたことでもありますので、もうこれ以上申し上げることはございません。

それと、農林業施策におきましても、新たな施策がたくさんあるということでもあります。この耕作放棄地の多い南丹市、段々畑が多い南丹市。いろいろな新しい施策ができておりますので、担当部長さん共々よろしく願いを申し上げたいと思っております。

それと、連携強化のことでありますが、岸上副市長に質問さしていただいた答弁がちょっと違う答弁でありましたので、もう結構でございまして。私は昨年度要望されたことについて、その後、どういう動きを取られたのかということをお伺いしたわけですが、昨年は、当然、要望書も出ておったわけでもありますけれども、口頭で岸上副市長はその場でバイオマス関連のエコロジーセンター、バイオエコロジーセンターのランニングコストが高くついてかなんと。何とかできないかということで要望されたわけでもありますけれども、その答えはご存じだと思いますけれども、国に来てもうたら補助金が取れる、あると。だから相談に来てくださいというご返答でありました。だから、その後どういう動きを取られたのか、それをお伺いをしとったわけですが、20年度の要望書にも同じことがあがっているんですね。だから動いて取れなかって、これをまた要望されてるのかね。当然、国へ行って官僚の方々いろいろな事業の打ち合わせ

があったりだとか、京都府行って府の職員さんあたりといろいろ打ち合わせする。また、南丹土木行っているいろんな打ち合わせする。この連携も、当然、必要でありますけれども、こういった、南丹市というのは衆議院議員もいらっしやいます。また、ご当地の府会議員もいらっしやるわけでありますので、やっぱりうまく連携して、うまく使って、政治的なことはもう度外視して、やっぱり南丹市民のために、議員も、理事者も、職員さんも、やっぱり市民のために働くのが、これは私は基本ではなかろうかなと思います。もうご存じのように佐々木市長の立派な経歴であれば、こんなこと得意中の私は得意だと思うんですね、個人的に思うわけでありますけれども。やっぱりもうお答えは結構でございまして、政治的なやっぱり思いで、いろんな動きをされると、結局、困るのは予算確保ができない市の職員さんでありますし、そして、何よりもやっぱり市民に迷惑がかかると思うんですね。やっぱりそんなことは度外視して、やっぱりこの南丹市のために動いていただく、佐々木市長、これ最終年であります。我々も最終でありますけれども、やっぱりそういったことも念頭に置きながら、この21年度、やっぱり市民のために、私は理事者としての施政運営を、いわゆる前向きな南丹市の運営をしていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉田 繁治君） 市長。

○市長（佐々木 稔納君） 私は、施政方針の中でも申し上げましたように、今、大変厳しい現状の中で私心を捨てて、今、この行政に取り組んでおるところでございまして。ご指摘いただきました八木のエコロジーセンターの運営につきまして、要望書も提出をさせていただいております。それぞれ国・府関係の要望につきましても行っておるところでございまして。本件につきましてはバイオガス事業全体につきまして、今、大変厳しい状況のある中で、バイオマス日本という国家的なプロジェクトとして進められておるのも事実でございまして。私自身このバイオマスの利用推進につきまして、全国の協議会の会長も務めさせていただいております。農林省と関係部局、市町村懇談会などを通じて、いかにして全体的なバイオガス事業が進展していくのか、また、私ども八木町をはじめとする皆様方のご尽力によりまして建設されました、あのエコロジーセンターが円滑、また、健全な運営が続けられるこのシステムづくりのために、要望活動も続けておるところでございまして。私自身、こういった観点におきまして国や府、もちろん国会議員の皆さん方や府会議員の皆さん方、それぞれのお力をお借りしなければなりません。そして、国や府との連携の中で、これからも強固な行政推進を図るための基盤づくり、さらに強めていかなければならないと考えておるところでございまして。そういった日々の業務推進につきましては、そういうことを心がけて活動いたしておりますことを申し上げまして、答弁といたす次第でございまして。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、川勝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、16番、外田誠議員の発言を許します。

外田議員。

○議員（16番 外田 誠君） 丹政クラブの外田誠でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告にしがいまして、四つの点について質問を行いたいと思っております。

まず、職員採用についてであります。昨年11月に改定されました南丹市経営改革プランには、職員の定員適正化の取り組みについては、平成23年末までに全職員465人の8.2%、数にして38人を削減するとなっております。毎年約10名程度の削減が必要となりますが、組織の活力を維持しつつ、適正化計画を進めるとなれば、年15名程度の退職と5名程度の新規採用を繰り返すのが妥当なところではないかと考えられます。平成20年度中の退職者は17名、そして、新規採用は5名と聞いておりました。しかし、そのうち2名は辞退されたと聞き及びます。採用方法に問題はなかったのか、また、補欠はとっておられなかったのかをお尋ねいたします。

また、定額給付金をはじめとする行政課題に対応しなければならない中で、職員数を予定以上に減少させることは、職員に多大な負担をかけることとなり、他の業務にも支障を来す恐れもあります。雇用対策として、あるいは優秀な人材の確保の観点からも追加採用を検討すべきと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

二つ目は農業施策についてであります。市長の施政方針や21年度当初予算は、全体として評価を申し上げ、厳しい財政状況の中での努力に敬意を表するところであります。しかし、農政に関しては、もう一步踏み込んでいただきたく質問をいたします。

まず、農業委員会の建議書であります。予算編成や農政推進上どのような位置づけにあるのかをお尋ねいたします。

具体的には、以下3点の要望。1、集落営農組織への支援強化。2、農産物価格の安定と農業所得の保障。3、安心・安全な農産物の生産と地産地消の推進。これらが21年度予算にどのように反映されているのか、お尋ねいたします。

また、国・府においては20年度の2次補正や21年度当初予算において、農林の現場での雇用対策、国においては農の雇用事業、ふるさと雇用再生特別交付金など、また府においては、共に育む命の里事業、農業ビジネス支援事業、地球温暖化対策森林整備10億円事業など多くのメニューがあるわけですが、本市において、これらをどう活用し、雇用対策、農林業振興を図っていこうとされるのか、お尋ねいたします。

そして、国の21年度農林予算の目玉は何と云っても、食糧自給率向上に向けた水田

フル活用と耕作放棄地の再生のための予算措置であります。耕作放棄地を農地によみがえらせ、そして、水田を主食用の米作りだけでなく、飼料米、米粉用米、あるいは医療米等の生産振興を図ることで自給率向上を目指すものでありますけれども、市としてどのような取り組みを進めていかれるのかをお尋ねをいたします。

続きまして、防災面からの林業施策についてお伺いをいたします。

同僚議員から何度も大雪についての質問がありましたけれども、今年始めの大雪で美山地域を中心として大きな被害が発生をいたしました。二日間にわたる停電、あるいは通行止め、断水など、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。また、復旧作業にご尽力をいただきました府・市の職員、あるいは業者の皆様方に心から感謝を申し上げるところでございます。この大雪では二つの被害が発生をいたしました。一つは森林に対するものであります。もう一つは生活に対するものであります。まず森林被害の規模、額をお尋ねをいたしたいと思っております。

また、道路、電線等生活インフラに対する被害についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

現在は復旧しておりますが、まだ倒木なり、支障木が道路や電線、民家の近くに数多く見受けられるところでもあります。これらは台風や大雪によって新たな災害の予備軍となるものであります。しかし、現状では道路や電線に直接影響を与えていなければ、管理者は撤去することができないということでもあります。しかし、この可能性を自覚しながら放置することはできません。府あるいは関西電力等と連携をとっていただき、支障木となり得る木の伐採、撤去ができないかをお尋ねを申し上げます。

最後に、山陰線の複線化と観光振興についてであります。

来春の複線化に向けて様々な取り組みが進んでおりますけれども、私は観光振興も重点的に進めるべきと考えております。京都府や亀岡市においては21年度の予算を計上され、新たな施策を実施されるようであります。特に、南丹広域振興局においては魅力空間南丹ツーリズム推進事業において、管内への観光客増加を図るため、JR、自治体、観光協会と連携してキャンペーンを展開されるようであります。市長は複線化を観光振興とどのようにとらまえておられるのか、また具体的な施策について、お伺いをいたします。

以上、4点、お答えをよろしく願い申し上げます、1回目の質問といたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○説明者（佐々木 稔納君） それでは外田議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員の新規採用の件について、お尋ねをいただきました。

平成20年度職員採用試験を昨年11月に最終試験を行いまして、12月上旬に採用候補者5名を決定いたしましたところでございます。その後、合格者の都合によりまして2名の辞退が生じました。合格者の意思によるものでございます。そういったところ

で2名の方につきましては、大変厳しい選抜試験に合格された優秀で、また、意欲的な人でありましたので誠に残念とは存じております。こういった中で追加募集、また、補欠はどうだったのかということですが、補欠合格者の設定につきましては、いろいろと採用試験の行うやり方についても協議をしてきたところでございます。こういった中でやはり長期にわたる補欠合格者の処遇ということになりますと、様々な課題も生じてきますもので、わが市における採用試験においては、補欠合格者を出さないという形で処置をしたところでございます。

また、追加募集の件でございますけれども、追加募集につきましては、優秀な人材を確保するという観点から広く人材を選抜する。そのことによって優れた人材を募集することにありますもので、この年度末近くになってからの追加募集というのは大変困難でありますし、また、効果的でもないという判断から、追加募集を行わないということに決定いたしました次第でございます。この経過につきまして、問題はなかったのかということでございますけれども、試験の内容、また試験の状態、また採用方法について問題があったとは考えておりません。ただ、次年度以降、やはり試験時期の問題が一番大きいように考えております。こういうふうなことを考える中で、次年度以降、採用試験の時期等について、十分な検討をした上で効率的な、また、できるだけいい人材が確保ができるという方策を考えていきたいというふうに考えております。

また、職員数が減ることによってサービスの低下をまねかないかというご懸念ございました。私どもも大変少ない人数の中で多くの業務をこなしていただいております職員の皆さん方のご尽力に感謝をしつつ、やはり職員配置や、また組織面での効率的な、効果的な配置を行うことによって、これを補っていきたいというふうに考えております。大変2名減というふうな中でございますけれども、そのような措置で講じていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

次に、農業政策の問題につきましてご質問を賜っております。

農業委員会からの建議書、これは法に基づくものでございます。こういった中で農業委員の皆さん方が、まさに専門的な見地から、様々なご活動を通じて積み上げられてこられました専門的な知識を活かしての建議を行っていただいておりますのでございますし、これを十分に認識し、このことを農業政策の上で活かしていくということは、私たちに課せられた責務でもあるというふうに考えております。こういった中で先般のご質問の中でも、この建議の内容につきましてはお答えを申したわけですが、今、集落営農組織への支援強化につきましては、市内でも2番目の農業組合法人が立ち上がりました。こういった中で面的な集積によりコスト低減と、また、経営の合理化を目指されておられます。また、園部町内でも同じように法人化に向けた取り組みがなされております。国や府の事業を活用しながら、こういった問題にも取り組んでいきたいと思っております。また、生産者の所得安定に向けての取り組みといたしましても、地域特産物でございます壬生菜や黒大豆等々の生産につきまして、京のふるさと産

品流通価格安定協会に加盟しまして、支援をいたしておるところでございます。安心・安全な農産物の供給、これも先般のご質問の中でございました学校給食への取り組み、また情報提供や有機農業の推進協議会、また液肥の拡大等、安心・安全な農産物の生産や、またその流通の拡大に向けての取り組みを行っていかねばならない、このように考えておるところでございます。

次に、食糧自給率や農林業への雇用対策等の問題でございます。

食糧自給率の問題、国におかれましても、産地づくり交付金を新たにされた施策を盛り込んでいただいております。また、食用以外の米につきまして、米粉や飼料米の創設、また、麦や大豆の拡大分に対する助成を強化していただいております。本市におきましても来年度、飼料米の生産振興事業を計上いたしております。農地の有効利用、また、飼料の自給率の向上を目指す中で取り組みを進めてまいります。

また、雇用創出の問題でございますけれども、農山村における雇用の問題、これ大変難しい部分もあるのも事実でございます。午前中のご質問の中でも申しておりましたが、やはり高度な経験や技術が必要な部分も多いのも事実でございます。こういった中で、それぞれの生産団体の皆さん方、ご関係の皆さん方との連携の中で、こういうふうな取り組みが進められるのか、こういったことも十分検討をしながら、雇用創出に向けても取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、また、そういうふうなご意見等ございましたら、どうぞお寄せいただきたいというふうに思う次第でございます。

また、そういった中で食品関連企業との連携の中で、農・商・工連携といった動きが大変多くなってきております。私たちもこれをひとつの大きなチャンスをとらえております。こういった中で新たなる生産の拡大、また、新たなる雇用の創出にもつながるというふうに思っておりますので、これからも積極的に支援をしていきたい、このように考えておるところでございます。

また、防災対策についての倒木の問題についてのご質問をいただきました。

1月10日から12日にかけての被害状況等についてもお話がございましたが、まず第1次の調査として、美山町内におきまして雪折れが約2万本、被害総額で大体5,000万円ということを試算しております。雪折れ被害が多い地域、知井地区の知見下集落に被害が集中しておるという現状、また佐々里、芦生につきましては同等の積雪はあったものの気温が低かったため、被害木が少なかったというふうな状況も分析されております。また、他の地域では宮島の原集落において、被害木が多く見られたというふうな状況でございます。しかしながら、現在のところ、幹線道路を中心にして、近辺だけでございます。奥地にはまだ雪の残っているところも多数ございます。奥地へ入りますとまだまだ大きな被害も生じておる可能性もありますので、今後、森林組合さんや、また、集落の造林組合の皆さんとも連携をしながら実施していく方向でおります。そういった中で、そのほかの被害の状況といたしましては、民家や付属家の一部損壊が5件、また、倒木による停電が約430戸、それから水道供給の停止によります断水が103戸、農

業ハウスの倒壊についても、3地区で確認されておるといふ現在の状況でございます。こういった中で被害に遭われた皆様方に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。今、こういった中で倒木ということによる影響、被害でございますね、これにつきましてのご質問をいただきました。当然、この市の道路区域内に占有する立木、枝につきましては地権者に対して伐採をお願いをいたしておるところでございます。都合により伐採されない場合、地権者等の承諾を得ながら、道路管理者であります市が伐採しておる。また、市道内にあります関西電力、NTT等の電柱、それから電線、これに支障の恐れのある場合は地権者の承諾を得て、占有者でありますNTTなり、関電に伐採を依頼することもございます。また、緊急的に道路通行の確保を迫られる事態が発生した場合、これは緊急措置として道路管理者である市、又は緊急工事の指定業者に依頼して早期伐採、撤去を行っておるといふのが現状でございます。こういった中で、それぞれの地域で防災や、また、交通安全の観点からも道路周辺の樹木の伐採を行っていただきますように、これからもお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。また、幹線道路であります国や府の国道、府道につきましては土木事務所などを通じまして、事業化に向けた要望を行っていきたいというふうに考えております。なかなか広範囲にわたり、また、雪という突発的な事態の中で、それぞれ早期の対応をしなければならぬわけでございます。私どもといたしましても努力を続けていきたいと思っております。ただ、やはり民法上の課題と申しますか、立木の所有者の理解や、また立木補償の問題、また、電気や電話の会社との連携、こういったことが大きな課題でもございます。ただ、日常生活に大きな支障を来すという観点もでございます。十分にこのことにつきましては私どもも体制をつくり、どういうふうな形で対処できるのか、また、十分な検討を加えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたす次第でございます。

次に、山陰本線の複線化が、園部までが平成22年春ということになっております。こういった中で、私どもも観光振興というのには、やはり地域産業振興、雇用拡大の上からも大変大きな要素だというふうに考えております。とりわけ合併をいたしまして旧4町の観光資源、それぞれあるわけでございますけれども、いわゆる点から線へ、また面へと拡大をする中で、それぞれのご関係の皆様方との連携を強めながら、観光のPRに努めておるところでございます。こういった中で山陰線の複線化事業の完成ということは大きな飛躍台でもございます。こういった中で、それを見据えた中でJR西日本さん、また京都府や亀岡市、京丹波町と連携する中で、それぞれの事業の取り組みを進めておるところでございます。今般もそういった中で、いわゆるJR駅からの散策、エコマップによる南丹市内の観光地のPRを京都府やJR西日本、観光連絡協議会の皆さん方と共に行っております。また、各駅を起点とした京都丹波観光ツアー特集というような振興局の方で実施をいただいております。また、ちょうどこれ手元にあったんですが、ルールアンドドライブで巡る南丹という、これは南丹市の方で作りましたパンフレット、

それぞれモデルコースなどを掲載いたしましたものも作成をいたしております。こういったものをJR駅舎や主要施設などに設置をさせていただき、また、ホームページ等にも掲載いたしまして、情報提供を行っていきたいというふうに思っております。

また、これは2月の22日から28日まで、京都中部圏観光協議会、これは亀岡市、南丹市、京丹波町、そして、京都府の南丹広域振興局共催によりまして、東京都庁のスペースをお借りしまして春の観光物産キャンペーンということを実施いたしました。それぞれ2市1町の関係の商品をそこに展示し、即売をさせていただいたわけでございます。これも関係の皆様方のご理解や、また、ご協力によりまして盛大に実施をすることができました。私もちょっと覗いてきたんですけれども、大変多くの皆さん方が訪れて、また、多くお買いいただいたということもお聞きしております。こういった中で中部圏域のこの2市1町、そして、京都府さん、そして、これから関係の諸団体も含めまして、連携を強めながら観光振興のために努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。また、こういったことは継続して取り組まなければいけませんし、それぞれのニーズをどう的確にとらまえるか、また幅広い活動をしていかなければならないと思っております。それぞれお知恵や、また、お力を賜る中でこういうふうな輪を広げていき、さらにこのことが当初の目的であります観光振興、そして、地域の活性化や雇用の創出につながる努力を続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解や、また、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

外田議員。

○議員（16番 外田 誠君） 今、市長の方から答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

職員採用については現状のまま、17名退職されて3名ということでございます。特に17名のうちには、聞くところによりますと、この前に座っておられる部長級の方も3名程度退職されるのではないかというふうなことも聞いておる中で、2名の追加だけで、十分に今の組織が機能するののかというのが、我々の懸念するところでございます。特に、今、定額給付金の事務等が大変な状況になるのではないかと。今日も議員仲間の中で話が出たわけですが、やはりもえらえるとなったら早うなんとか欲しいなというのが市民感情ではないかというような声も出ております。それにどう対処していくのかということも、我々の大きな関心でございます。やはり削減、ある一定適正化というのは我々も分かっておることではございますけれども、住民の生活利便性に大きな悪影響を与えるようなことでは、何のためにするのかということになりますので、その点、まず定額給付金、その事務等々で影響のない形で、今回の削減ができるのか、どうかという点、お尋ねを申し上げたいと思っております。

そして、年度末の採用はということがございましたけれども、他の自治体においては年度末の採用も追加採用募集もあって、特に大阪の吹田ですか、400倍ぐらいの応募

が、募集があったようなお話もありますし、それぞれの自治体において、雇用対策あるいは新たな優秀な人材を確保する観点から、こういう時期にあってもそういう対策を打っているところがあるという点は、どのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

そして、二つ目の農業関連でありますけれども、農業委員会の建議書、一昨年が続いて、これで2回目ということで、毎年、農業委員会の方もご努力をいただいておりますので、やはりどうもちょっと農業委員会の関係で、ちょっと何も音沙汰がないとか、いろんなお話もありますので、農林商工の方をもう少し農業委員会と連携とっていただけるようお願いを申し上げます。いろんな形できちっと予算に反映して、こうですよというような説明責任も大変必要ではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、1点、私が気になっておりますのは、自給率の向上に向けていろんな施策がうってあることは事実であります、その自給率を向上するには農地の耕作放棄地を農地に戻したり、あるいはほ場整備をしたり、施設の補助をして機械類を増やしたりすることだけでなく、やはり担い手の確保と、そして、また、技術力をきちっとつけさせるということがなければ、自給率は向上しません。これ自給力というふうに申すそうありますけれども、まず自給力の強化というものが必要であって、インフラ整備だけではそれができないというふうに私は考えます。特に京都府においては農林雇用6,600人ですか、あるいは研修制度、農業大学校での学費を、農業してくれたら全額免除するであるとか、やはり研修等そういうものに対しても、やはり十分な受入体制を作りはじめておると。特に林の分野ではすぐに林業労働者として仕事ができるというふうなこともありませんので、やはり研修ということも大変重要であります。それらも含めまして、市の農林の施策を立案していただきたいというふうに考えておりますので、再度、市長の答弁を求めたい。

そして、また、先ほど申しましたけれども、今年度退職をされると聞いております西岡部長が農林部長として今まで、本当にご努力を賜っておった部分がございまして、西岡部長の方から今後の南丹市の農林行政について、どうあるべきかというようなお話を賜れたらというふうに思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

そして、防災についてでありますけれども、平屋地域の深見峠においても大変な被害がございました。そこへ南丹広域振興局の局長さんもすぐに駆けつけていただいて、現場の確認をいただいておりますけれども、その中で、やはり土木事務所と話をしておりましたら、支障木はある一定道路の付近であるとか、電線の付近、取らんことにはいつ倒れてくるか分かんないと。切れれば切るほど次の木が倒れてくると。そういう状態の中で、今、補助事業的なものはなかなかないと。だから私、防災と書いたのは防災の観点からいかんと、間伐云々というのではやれへんという思いがありましたので、防災の観点から、やはりその点どうあるべきかという方向で検討いただきたい。そして、いろんなところで聞くところによりますと、山の木がこけて、そして、もし人身

事故等々あれば、やはり管理者、道路管理者だけでなく、山主さんの責任も大きく問われてくるというような判例もあるというふうに聞いておりますので、その点もちょっといろんな方、地元帰りまして山主さんとお話しても、そんなもん責任とれるはずがないやろというような答えも返ってくるような状況ですが、やはり責任が十分に発生するというのもございますので、その点も行政サイドの方からお話をいただいて、そして伐採に協力いただくというようなこともしていただければというふうに考えます。

あと、もう1点ですが、林道の倒木の撤去であります。現状では受益者が全額負担をして林道の倒木の撤去を行わなければならない。これは市の直轄林道もすべて同じというふうに聞いております。しかしながら、現状を見てみますと、受益者がすべて林道倒木等いろんなものを撤去していくというのは大変な負担を強いられるような状況でございますので、何らかの施策、補助施策が出せないか、その点も伺っておきたいと思っております。

あと、観光振興につきましては、私も大変重要な私のちょっと思い入れもございますので、また、市長ともども一緒に頑張らせていただきたいと思いますので、どうかこの点については要望という形でさせていただきますので、JRともども一緒にさせていただいて起爆剤になりますように、よろしく願い申し上げまして、第2と質問させていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、職員採用の問題につきまして、お聞きをいただきました。

それぞれご質問の中でご意見も賜ったわけでございますけれども、いわゆる緊急雇用の先取りといたしましてやっておる市町村もございます。これも認識をいたしております。ただ、私どもの中で今期の新規採用予定者も5名でございました。こういった中で大変残念でしたが、2名が辞退したということでございます。こういった中でこの時期に2名の採用をするというのは、実は客観的な情勢いろいろ考えましたが、大変困難な部分がございます。こういった中でやはり、この苦しいですけれども、この体制で何とか乗り切っていこうというような形の中で、先ほど申しました組織面、また職員配置を効率的に努める、これはまだ具体的に確定はしておりませんが、やはりこれからの事務事業の中で課を越えた、また部を越えたというふうな観点からも、いろいろな仕事してもらわなければなりません。そして同じ課内において、やはり管理職が指導力をもって仕事の公平化を図っていく、また、そういった意味におきましては係の存在というものも、今日までの係でいいのかというようなことの見直しもやっていかなければならないと思っております。こういった内部的なできる限りの努力をすることによって、ご迷惑をかけないような形、市民サービスの低下をまねかないような形を配慮していきたいと考えております。

また、定額給付金、初めてのことでございます。まさに私どもも当然、今日までも様々な事務の打合せや、また、そういう対策について、それぞれの考慮をしまいいりました。こういった中で定額給付金を自主的に実施されるというふうな形が、昨日、今日の報道からどんどん出てきておりますので、さらにこの体制の強化、また問題点の洗い直しを今、進めておるところでございます。こういった中で当然、その事務費の給付も国から予定されておりますので、臨時の職員の雇用というのも当然考えております。今、その辺の数字につきましては精査をしておるところでございますが、これも議会での議決を受けた上、また、募集という形になってまいりますので、この点についてもできるだけ早く、そして、漏れのないような形のお知らせなり、対応を努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、農業委員会からの建議の件でございますが、ただいまご指摘をいただきましたような、いわゆる説明がないというふうなことになりますと、やはり今後の農政、農業政策の推進の中からも問題でもございます。説明責任というのは先だってから申し上げておりますとおりでございます。私どももそれに心がけて、また、ご理解、ご説明を賜るようなことで対応していきたいというふうに思っております。

また、それぞれ集落営農組織の問題、また自給率の問題、それぞれお話をいただきました。とりわけ、やはり技術力、担い手という観点というのは大変重要な要素だと思っております。先ほども若干申し上げましたけれども、やはり高度な、また経験を、仕事でございますので、やはり研修という京都府の方もそういうふうな様々な施策もとっていただいております。これも連携を強めながら、そういうふうなことを利用しやすいような環境づくりと言いますか、私どもの方も、市としても積極的な対応をしていく努力を行わなければならないと思っております。農業、林業共に様々な課題がある中で、ご努力をいただいております。私どももそのご苦労に報いるためにも、地元産業振興の見地からも様々な施策を講じていきたいというふうに思っております。

また、雪折れの問題についての、倒木の撤去の問題ですが、先ほども若干申しましたが、京都府の方も問題意識をもっていただいておりますし、その辺で今、連携をして、どういう施策が講じられるのかということも調整をしておるところでございます。ただ、若干申しました民法上の問題というのは、これは実は大変難しい問題でございます。当然、所有物に対する管理責任というのは、当然、生じるわけでございます。こういった基本的な観点に立って、また緊急な場合の撤去というのと、また通常的な管理の問題、この辺というのは大変とらまえ方というのが難しいございます。ただ、やはり生活安全上の問題を確保するというのは、このことに配慮するというのは当然のことでございますので、所有者の皆さん方とお立場もご理解しながら、また交通安全や、また安全確保の推進の意味からも、この点については引き続き検討を続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（吉田 繁治君） 西岡部長、特に発言ありますか。

部長。

○農林商工部長兼商工観光課長（西岡 克己君） まず、最初に農業委員会の建議の取り扱いについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、矢野議員さんの方からもご質問がございましたように、農業委員会の建議書は19年、20年という形で2ヵ年いただいております。この意見書を提出する際に市長と懇談をしていただいております。そういった中で、その年度当初にこういった形で事業を反映するかということで、担当部局の方では検討いたしております。また、農業委員会の年度当初のときに、農林分野におきましては、年度の予算の概要説明をさせていただいております。そういった形の中でそれぞれ取り組んでおることです。また、建議書に対しましての答弁ということにつきましては、これは法に基づく農業委員会は建議書を出すことができるという形になっております。しかしながら、これを回答するというにつきましては、これは京都府下どこでも回答はしていないと。しかしながら、そういった年度当初で概要の説明をさせていただいております。ということで、ご理解を賜りたいと思います。

それと、いわゆる食糧自給率の向上にかかわって、今後のいわゆる農林行政をどのようにして進めていくかということで、担当部長の方からご意見を賜りたいということで、少しお話させていただきたいと思います。

穀物の価格の高騰ということで、諸外国における輸出規制、こういったものもかかわって、世界の食糧事情が大きく変わっておるというような状況になっております。食糧の供給力を、やはりこの日本の農業の中で作り出していけないかということの中で、昨年12月3日に農地改革プランというものが農林水産省が発表したところでございます。この中に多様な担い手の確保ということの中で、いわゆるこういった集落営農の関係、そして認定農業者、こういったものの関わりをですね、こういった形で育てていくかということについては、これは所得経営ということの中で、所得が安定しなかったら、なかなか育たないこういった部分もございまして。こういった部分もポイントにおいております。それと、その担い手が農業で食べていくことができるというような状況の中で、その項目の中に遊休農地解消に向けて、こういった形で進めていくかということも、その中で提案をされておるというような状況です。それの中でもう1点につきましては、21年度のいわゆる減反政策から水田をフル活用にするということで、転換元年ということを位置づけをしまして、21年度から事業をスタートすると。これは特別措置の中でその主食米の水稲作づけにつきましては、10a当たり3,000円を支払うと。そして米粉、飼料米等の関係につきましては5万5,000円を支払うというような位置づけをされております。この関係につきましては、市の予算には通らないという形になってきます。これが産地づくり確立交付金というような、以前からそういう制度があるわけなんです。水田協議会の方に国から京都府、京都府から水田協議会の方に入るというような形になっております。この予算書の中にはあがってこないわけなん

ですが、年間約1億程度のお金が投入されておるといような状況にもなっております。こういった部分で自給率の向上ということで、ここ10年で50%にしていきたいということで、40%から50%にしていきたいといような状況になっております。これにつきましては、農業者の努力だけではどうしようもないといような部分もございます。やはり所得の保障、こういった部分を今後、検討されるであろうと思いますが、そういった部分を含みますと国民の理解が得られなかったらできないということで、やはりその農業者と併せて、消費者が一体となって、自給率向上に向けて、今後はこの自給率50%の向上に向けて、取り組んでいかなければならないなといように考えております。こういった国の施策をいかに南丹市の農政に活用するかといことは、今後の国の動きの状況を見ながら、早急に取り組んでまいりたいなといように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 外田議員。

○議員（16番 外田 誠君） 市長あるいは西岡部長から丁寧な答弁をいただいたところであります。

まず、採用の関係ですが、最後に一つだけお聞かせを願いたいと思います。

定額給付金の事務に関してでありますけれども、聞くところによりますと、5月になるのではないかと、給付がと、いようなことも聞こえるわけですが、いつごろの給付を予定しておられるのか、できるだけ早くという中で事務、あるいは事務員を雇用してでもしていけば、どの辺まで早くそういう事務作業が終了するものなのか、今、現状をお聞かせ願いたいと思います。

それから、今、西岡部長、あるいは市長の方からもご答弁いただいた農政につきましては、私も我々、基本的な私の立場から申しまして、共に自給率向上、そして、南丹市の農政の発展のために努力してまいりたいと思っておりますので、それぞれの情報公開していただいて、そして、共に議会の方も頑張つてまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

あと、支障木、防災の観点から支障木の関係ですが、先ほども申しましたけれども、本当に危険やなと思うやつでも切れない、正直もう曲がってても、道にかかってません、電線にかかってません、けど台風、あるいは雪が降ったらたぶんこけてくるやろな、それでも切れないというそういうことでございますので、それを何とかありませんかといことを、私申し上げておるわけです。民法上大変難しいと言われるますが、それを何とかしていただきたいと、そういうことで市長のお力をいただきたいと思っておりますので、これも要望としてお願いを申し上げたいと思います。

いろいろ申しましたけれども、今年度、退職される皆さん方、南丹市の発展のために大変ご努力をいただきましたことを感謝申し上げ、そしてまた、今後ともいろんなところでご活躍を願ひまして、私の質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） 定額給付金、これは補正予算の中で審議をいただくことになっておるんですけども、今日の朝刊でも各市町村の報道がされておりました。順調に推移をしますと、という形とか、また実はこの年度末、これからご可決をいただきまして私どもも準備を早急に進め、いわゆる申請書の送付をする。また、それを受け取ったあと銀行への手続きをする。ちょうど年度末、年度はじめにかかる時期でございますので、この処理の問題が実際に通常の形の中で、郵便局さんや、また銀行等の都合により、実際にどんだけの手続きに手間取るのか。先ほども申しましたように初めてのことでございまして、これ全国一斉でございますので、こういうような対応がどれぐらいかかるのかというのがなかなか読みきれない部分がございます。こういった中で、できるだけ早くという形でやっておるわけでございますけれども、新聞紙上5月というふうな数字が出ておりましたが、できる限り早くまとめまして、これもいちいちという形ができませんので、ある程度まとまった段階で処理にかけていくということになりますので、この辺の流れの中では、今の想定上5月にずれ込むんじゃないかというような思いをもって、5月という返事を報道にさせていただいたところでございます。ただ、一日でも早く申請の申込書をお出しして、受け取ったものからできるだけ速やかにする。そういった中で、今、臨時雇用というような体制も整えながら、この点について対応を進めていくということで今調整をしておるわけでございます。とりわけ年度末、年度はじめという時期になりますので、本当に職員の皆さん方にはご苦勞をかけるわけでございますが、ただ、やっぱりこういうふうな状況になってきますと、一日でも早くできることが市民の皆様方のニーズになってきますので、できる限りの努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で外田議員の質問を終わります。

次に、21番、松尾武治議員の発言を許します。

松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 議席番号21番、活緑クラブ所属、松尾武治です。議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがって質問をいたします。

昨日、国の補正予算が可決され、景気対策が本格的に施行されますが、受け皿となります自治体の誤りのない選択が、また重要だと考えております。まちづくりの基本姿勢について、お伺いいたしますが、本町土地区画整理事業の答弁を聞いておると、国道9号線の開通に望みを託されるようにも聞こえます。国道の完成は通過車両の利便性を高める効果がありますが、あの区間が完成しても、本町への集客には繋がらないような気がいたします。事業内容自体に都市再生機能が乏しく、具体策が見出せないにも関わらず、見直すことなく進め、歴史的な風格のある建物は次々に壊されます。本町の象

徴であった京都銀行も移転し、歴史的な風情は消えてしまいました。集客に逆行する施策を次々と進められているような感じがいたします。一方では合併時の約束事にも関わらず、総合支所は形骸化し、多くの事業が縮小、放置されております。市役所駐車場の桜の木が突然伐採され、味気ないコンクリートのよう壁が並びました。市民の皆様から厳しいお声も届けられております。市民の皆さんの手で植樹された木を切ることは、市民の皆さんの歴史を切ったことにもなります。事後処理においても業者の手で大きな木を植えたのでは、景観の再構築はできても住民協働には繋がりません。桜を植え育ててこられた人たちを含め、多くの人たちの参加で新しく桜の歴史を市の歴史と共に作り上げることが、市民参加のまちづくりにつながると考えております。企業誘致が進む一方で、市域の中小零細企業は瀕死の状態になっております。また、周辺地域の活性化策を含む地域整備は遅延し、毎日多くの人たちが病院通いに利用する八木駅舎は、患者さんに対する配慮が全くない駅舎のままで放置され、市民の皆さんにご不便をおかけしており、一日も早い改修が最優先課題ではないでしょうか。先ほども言いましたが、目的が薄れているにも関わらず、漫然と進められる本町区画整理事業、通園路でありながら子どもたちの夢を壊すような道路整備など、市長の政治姿勢に不安を抱いております。

子育て支援については、様々な論議が交わされましたが、少子化対策は両立支援が一つの柱になります。子育て支援条例の制定において、両立支援など少子化対策の不備を指摘しました。21年度予算編成時に具体策を示すと言いながらも、両立支援に繋がる多様な保育システムは充実されておられません。原因は財源不足のように聞いております。この種の施策は国の目玉であり、多くのメニューが準備されております。平成21年度予算を見ましても南丹市は活用していないものがあります。10分の10の国の国費事業もありますが、これも使われていないような気がします。市長が進めているまちづくりと総合振興計画が示すまちづくりの基本的理念との整合性、日頃述べられている一体的なまちづくりの事業の進捗状況、市域の活性化について、市長の見解をお伺いいたします。

南丹市の財政は非常に厳しく、歳出の削減が行政課題となり、福祉をはじめとする行政サービスが削減されるなど、住民要望にも十分に応えられないようになっております。歳入に見合った歳出と、機会のあるごとに市長は言われ、行政経験についても触れられております。市民満足、行政成果、職員満足の三つを達成させ、最少の経費で最大の効果を求めることが重要と考えております。防災行政無線施設はメーカーの強力な営業により、使い勝手のよい操作卓をはじめとするシステムが構築され、さらにオプションの追加でグレードアップした仕様書が作成されます。受注生産ということから表面上は決して他のメーカーの参入を阻むものではないと言いますが、実態は大量生産で在庫を抱えているメーカー、すでに製造経験のあるメーカーと、新たに設計図を作成し、製造するメーカーではコストは変わります。公正取引委員会が取り組んでいます公共調達における改革の取り組み、推進に関する検討会でも課題が提起されております。入札におい

て、入札者が1社しかない、又は入札者がいない場合であっても、潜在的には競争があると見る向きもできるが、発注期間においては発注前に物件ごとに状況をより詳細に分析し、それぞれの物件に即した予定価格や工期等の入札条件を決定することなどにより、競争を潜在化させる工夫を行い、入札において、より競争性を生じるような取り組みを進めることが期待されると、このような報告書もあります。1社入札を全面的に肯定するものばかりではなく、予定価格が公表されている場合は予定価格を上回らなければ必ずとれることとなりますので、この是非についても様々な判断があります。南丹市防災行政無線施設整備の仕様書には、南丹市が求めた仕様以上に細部にわたってオプション機能が示され、特定メーカー仕様を指摘する質疑もあります。過剰な設計が特定メーカー仕様を生み、競争性をそぐことになり、結果大きな財政負担が発生したことでの発注者の責任は免れません。仕様書を構築するにあたって、南丹市は標準的な仕様を示しながらも、必要以上にオプション機能を加えた特定メーカー仕様が作成されました。仕様書から一つの例をとりますが、自動通信記録装置、放送内容録音装置は、録音時間が1,000分以上、録音件数999件以上となっております。南丹市は無線局業務日誌の保管は2年以上となっておりますので、直近の1年分程度の記録が随時出力できるよう仕様書のとおりとします、となっております。この記録はペーパー保管が義務となっており、何の目的で随時取り出す必要があるのでしょうか。無駄な仕様になります。打ち合わせ会議で南丹市が発した記録は業者が記録した資料のみで、業者ベースで進められた結果の表れと言っても過言ではありません。財政難と言いながら、なぜこのようなずさんな事務処理を放置してきたのでしょうか。多くの疑問と不信を感じます。地方自治法第2条14項に、地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めると共に、最少の経費で最大の効果を求めるとなっております。業者の言いなりに特性仕様を増やすごとに設計価格は膨れ、機能が複雑になり、災害発生時の操作にも不安が残ります。本事業は特定の業者に有利な仕様と、12月議会の答弁でも示され、担当部長から今後は入札の方法を慎重に検討したいと述べられました。契約には公平、透明性、競争性が求められますが、本事業に関して適正な契約を施行したのか、特に地方自治法第2条14項の解釈を含め、市長の見解をお伺いいたします。

また、日本農村情報システム協会が作成した仕様書でも公正な競争が働いたと思われる結果を得ている自治体もありますが、仕様書を見ると基本的な仕様のみが記載されております。双方向の施設はスピーカー設置場所と支所のみですが、災害時のことを想定すると、双方向の機能を有する移動系の施設整備が必要になります。南丹市は個別受信機の設置を基本に進められましたが、いざ災害時で有線通信機能が寸断された場合は、双方向を機能を有する施設以外では安否情報の確認、救助の要請すらできない施設となっております。委員会で無線、有線回線の必要性を力説されましたが、限界集落が点在する谷間では、災害時に発信が途絶える孤立集落が発生します。窓を閉めると外部スピーカーが聞こえないので個別受信機を設置したと言われますが、双方向通信への配慮が

ない状況も含め、防災行政無線の構築において、南丹市はどのような特性を求めて設計されたのか、防災計画との整合性を含めた見解を伺います。

次に、一部事務組合の組合議会は自治法の範囲で構成する自治体の執行者と議会議員が混在して議会を構成しております。不祥事の発生したときに委員会が設置され、改善策が検討されました。チェックする機能が働きにくい議会のあり方こそ改善が必要と考えましたが、組合議会の構成について、どのような認識をもっておられるのか、お伺いいたします。

また、可燃ごみの処理については、民間にキロ当たり35円で委託をしておりますが、来る3月31日で契約が満了します。今後の対応について委託先、適正な契約単価などの契約条件を含めた考え方を伺いいたします。

火葬場については本議会でも様々な発言がありましたが、老朽化している施設の改善は避けて通れないことと考えます。組合を構成する自治体の財政負担が絡みますので、これについても伺いいたします。

一部事務組合で検討していることとは別に、構成する自治体の長として、どのようなお考えを持っておられるのか、市長の見解をお伺いいたします。

以上で、私の質問席での質問を終わります。

○議長（吉田 繁治君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、松尾議員のご質問にお答えいたします。

まちづくりの基本姿勢について、私自身、先般の施政方針を示させていただいた中で、るる申し上げたとおりでございます。基本的に人々が住んで良かったと実感できる町、これを目指して総合振興計画の着実な推進を図っていくという内容で、種々ご説明をさせていただいたとおりでございます。こういった中で様々な事業につきまして、ご意見を賜りました。これにつきまして私はその施政方針の中で述べさせていただいたのが、基本姿勢として申し上げたわけでございますけれども、土地区画整理事業につきまして、私はこれをできるだけ早期に完成させることが市の活性化に繋がるものであるというふうに考えております。それぞれ総合振興計画に沿って、今、まちづくりを進めております。こういった中で大変厳しい社会状況もあるわけでございますけれども、これを着実に進めることが市の発展に繋がるもの、また、市民ニーズに応えるものと考えております。様々な状況の中で課題はあるわけでございますけれども、引き続き全力を尽くしてまいり所存でございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

また、防災行政無線の設備事業につきましてご質問をいただきました。自治法上の最少の経費で最大の効果を求める、当然私どもの責務であるというふうに考えております。こういった中で入札につきましても改革を行いながら、十分に精査する中で取り組んでまいりました。また、仕様書につきましてもご質問をいただきました。こういった中で

ご答弁をさせていただきたいと思います。

当該のこの防災行政無線施設整備事業につきましては、八木地区での整備時に設置した施設、例えば操作卓のように既設の設備の廃棄はできないことから、一つのブロックを一旦手がけた業者が有利になるということもあるという旨の答弁は申し上げたところでございますけれども、美山地区、園部地区が残っておることから、事業量が多くあり、設備の解析を行っても採算が合うと判断する業者が皆無とは断定できないことから、一般競争入札を採用したところでございます。そういった中で設計段階において、特定のメーカーが有利になるような指示したようなことは一切ないということだけは申し上げておきたいと思います。

次に、無線通信を行う中で電波法に基づき定められている電波の混信防止、また有効利用のために定められた国の技術基準、また市町村デジタル同報通信システム規格等に関する調査検討会の報告書でまとめられました総務省の推奨規格がございます。これを基にいたしまして、社団法人の電波産業会が民間の電気通信事業者、また無線機器の製造者、そして、その利用者で構成いたします規格会議との総意により策定された、市町村デジタル同報無線通信システム標準基準があるわけでございます。これらの基準につきましては電波法、無線設備規則等にいたしまして、無線区間の通信方法、また通信制御方法、通信機能や通信手順について策定されたものでございまして、基本的な技術条件を標準規格としております。したがって、この中身につきましては無線設備の外部となる操作卓や遠隔制御装置などは含まれておらないというのが現状でございます。こういった中で日本農村情報システム協会の標準仕様書でございますが、これらの国の基準に基づきまして無線機器製造事業者が設計製造した装置、また周辺機器についての仕様を標準化したものでございます。自治体においてはこの標準仕様書に基づきまして、各施設の規模、また特性を明確にするため、詳細な仕様書を作成しているケースが大部分でございます。本市におきましても行政区や、また学区等の社会的条件、また年次計画によりますエリアの拡充等の将来計画をも考慮しまして、仕様書として定めたものでございます。こういった中で、適正な入札の実施をいたしたところでございます。

また、一部事務組合の運営につきましては、議会議員の皆さん方と、また、理事者の方で構成する組合議会はどうだというふうなご質問でございましたが、私はこの規約というのは自治法上認められておりますし、また、このことが構成市町、また、各市町村議会の意向を適切に反映するために、合理的なものであるというふうに考えておるところでございます。

また、可燃ごみの適正処理に関しましては、今日までの経過の中で直営の処理施設、これについて、今、休止状態でございまして、民間の施設での契約をしておるわけでございます。また、この契約内容につきましては年度末を控えまして、契約切れを控えまして、今、組合の方で協議をさせていただいておるところでございます。

また、火葬場の課題につきましては、ご承知のとおり老朽化が著しいでございます。こ

ういった中で利用者の皆さん方のご意見も承っております。課題があるというふうに認識しております。こういった中で市町を構成しますわが市といたしましても、大変厳しい財政状況の中でございますけれども、問題があるということは十分に認識しております。先ほど申しました火葬場、また廃棄物処理のあり方等、一般廃棄物のあり方等、中・長期的な見通しを立てる中で、検討を引き続き進めていかなければなりません。当然、組合、また京丹波町とも連携をしながら、この動きを強めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 前後しますけれども、まず最初に、一部事務組合につきまして、一定の市長の考え方をお聞きしましたが、当然、私も向こうの議員で構成しております一人といたしまして、3月末日までに一定の組合としても、方向は出していたかなければならないというふうに思いますが、ただ構成している市として、今の現状の契約内容がいいのかどうかということの判断というものは、やはり一定、担当者会議のレベルの中でもそのことを議論してこんなんということになりますので、現状の契約内容が果たしていいのかどうかということについては、市長としては、これはあくまでも南丹市の市長として答えていただくのですので、明確にそれはお答えいただきたい。それを踏まえて、職員は担当者会議の中で議論をしていくということになりますので、それはよろしく願いいたします。

私、何度もこの防災無線について、質問しておりますけれども、これは、私はお金の使い方というのがやはり、あくまでもお金というのは、市長自ら自分のお金を使って物を買われるときにやはり一定、無駄を省くとか、小遣いできるだけ控えめに出そうとか、そういう工夫を当然、私はされるだろうというふうに思います。市長と議員は歳費が少し違いますので、そこらはちょっと分かりませんが、やはり最小限の経費で最大の効果を求めるというのが、私は一番市長に与えられた仕事で大きい部分を占めているというふうに思います。そういう観点で、何度も質問をしているということをご理解いただきたいというふうに思います。

先ほどから、一連の契約について市長のご見解をお聞きいたしましたけれども、すでに言われましたように、南丹市の防災無線施設整備は既存の日吉町への接続と未整備地区の八木町、美山町、園部町が一体的に設計されたものであるというふうに私も思っております、このものをあえて分割発注をすることで操作卓の互換性など、メーカー間の競争が起こりにくくなるにもかかわらず、分割で発注をされたという、理由ってどうか、根拠ってどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。これは、いわゆる法律の中で一定、一括に発注してもいいというレベルの問題ですし、事務量の削減やとか、競争性の面からも、私は一括発注が合理的だったというふうに認識をしておりますが、

この点について、お伺いをしておきたいと思います。

それと、まず平成18年9月14日に開催された会議で、南丹市の意向は平成19年度単年度で実施したいと、市の意向が出されております。翌日の15日に電話で複数年度で実施したい旨、一報があったと。この場合、八木支所管内を優先して、来年度実施したいなどのやりとりと地域、内容読んだらいいんですけど、時間ないので、地域毎、年度内に導入を提言するというやり取りがあったように聞いております。これを、また指示をしたというメモも残っておりますが、誰が指示をしたのか、南丹市が一括でやりたいというおるのに、複数年度でやれという指示を誰がしたのか、この点についてもお聞きしておきたいというふうに思います。

結局、施工順序とか、施工方法を私は、市長自らが一番最適な方法で判断されるというふうに思いますが、そのことについて、ほかから指示があったというふうに聞いておりますが、そのことについて、お伺いしておきたいというふうに思います。

それと、去る12月議会の質問で、佐々木市長は八木地区仕様については特定メーカーに繋がる仕様は含まれておりませんがと答弁をされております。質疑書で特定メーカーの仕様を指摘している部分が9件あります。この事実関係についてのご認識をお伺いしたいというふうに思います。

次に、美山地区の入札で高落札率になったと。落札決定を一時保留をいたし、内訳書の点検を実施したところ、異常を認めることができず落札を決定したと答えられておりました。一方で、総務常任委員会で積算の誤算が市役所組織で行うことは困難と説明もありました。このような積算の違算が分からないというようなことだというふうに思いますが、このような、失礼な言い方ですけれども、市の職員のレベルで同じ積算の審査ができるのか疑問に感じます。積算のチェックができない職員で、落札者の積算根拠の確認ができるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、防災行政無線施設整備のような契約を、地方自治法第2条14項に示すように、最少の経費で最大の効果を上げるにはどのような契約方法が最善なのか、検討されたいと思いますので、どのような検討を行ってこられたのか、その経過について、お伺いいたします。

なお、八木地区の契約は指名競争入札で契約をされました。自治法第234条2項には決まりが書いてありますけれども、前項の指名競争入札、随時契約、又は競り売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとなっておりますが、どのような場合に該当させて、指名競争入札で契約をされたのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

なお、八木地区の発注に関して、指名業者を指名されておりますが、メーカー及び施工業者が混在して指名をされております。国内のメーカーは十数社あるように聞いておりますけれども、指名されたのはメーカー7社、施工業者2名を指名されたように聞いております。どのような指名基準で指名をされたのか、またメーカー、施工業者を混在

させた方が適切な入札ができるというふうに判断された理由をお伺いしたいというふうに思います。

また、美山地区事業の契約は、条件付一般競争入札で募集され、2社が応札、結果1社の入札となったようですが、八木地区事業は政令で定める場合に該当することから、指名競争入札で契約を締結されたということであって、続く美山地区事業は八木地区事業の受注者、あえて会社名は言いませんけれども、落札者が構築した操作卓と連動する仕様になっております。特に、構築された操作卓につきましては本所に設置されておりますけれども、その操作卓についても再整備をするというような内容も含まれております。随意契約による契約が許される事業であるにもかかわらず、あえて形式的な契約に結びつく条件付一般競争入札を選定されたのか、お伺いをいたします。

次に、地区遠距離制御装置、親装置は行政区に設置され、N T T回線を使って行政区内の通報を目的に設置され、地区の放送施設となっております。災害発生時に通信回線が寸断されますと、本所への通信が途絶えてしまいます。市役所から孤立し、無線による双方向通信が確保できる場所は、スピーカーが設置されている所と支所のみとなっております。このシステムは旧八木町で検討されたもので、操作卓は必要以上の機能を備えながらも、一方では無線で双方向通信が確保できないような行政区の施設を見ると、どのような議論を重ねて構築されたのか、設計者が設計システムでも、災害時の利便性を高めるものを採用している自治体もありますが、誰がこのような災害時に活用できないシステムを考えたのか、疑問に考えております。検討された経過をご質問いたします。

以上の8点について、地方自治法第2条14項の解釈を含めた総論的な見解は市長から、地方自治法第234条2項、同施行令167条の解釈を含め、事務的な見解については担当部長から、それぞれの項目ごとの見解をお伺いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） まず、先にご質問のございました一部事務組合にかかります契約の問題について、お答えをさせていただきます。

当然、これは市長としては、その構成市町の一方の代表者でございます。ただ、契約内容といたしましては、管理組合で行うものでございます。こういった中で、管理組合で当該業者との契約を締結するわけでございます。今、組合の内部において十分な精査をしながら、契約交渉を進めていただいておりますと認識をいたしております。当然、私も構成市町といたしましては、できるだけ有利な条件、単価的には安い条件ということが望ましいわけでございますし、こういった中で組合事務当局におきまして、今、交渉を続けていただいております、というふうに認識しております。こういった市長としての立場としては、今申しました思いで期待をいたしておるところでございます。

また、るる防災行政無線の見地につきまして、それぞれのご質問をいただいたわけですが、先ほどのご質問の中で申しましたように、私は自治法上問題なく、また

市長の責務としても、最大の効果を最少の経費の中で実施できたというふうに認識をいたしております。それぞれ入札制度、また指名委員会等の事務手続きの中で、公正に実施ができたというふうに認識しておりますことを答弁させていただきます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

暫時休憩をいたします。

この場所で休憩します。

午後2時53分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは会議を再開して、続けます。

市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまの事業の適正性につきましては、先ほど申しましたように、私は適正に執行できたというふうに思っております。

あと詳細につきましては、担当部長の方から答えさせます。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） 多くご質問いただきましたので前後するか、また抜かすところがありました点につきましては、よろしくお願ひしたいというふうに存じます。

まず1点目の関係でございます。なぜ分割発注をしたのかというふうなことがございました。

この関係につきましては、18年、19年の予算におきまして、そういった経費しか組んでいなかったということで、分割発注をしたということでございます。

それと、美山地区の落札費の決定でございます。これは高落札であったにもかかわらず調査をしたか、ということであったかというように思います。

この関係につきましては、本市の示しております設計書と業者の積算書を項目ごとに比較をして、そこで点検をしたということでございます。

併せて、積算の違算が発見できなかったということでございますので、そこで点検をした結果なかったということでございます。

それと、どのような契約方法が最善かということでございました。

この関係につきましては、12月の中でもご答弁申し上げましたように、一連性の関係のある契約等につきましては今後、慎重に検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それと、指名競争入札、八木であって、その後の一般競争入札ということでございまして、これは先ほど市長の方から答弁させていただきましたけれども、19年度から応募型を導入すると共に、簡易公募型入札及び一般競争入札を導入したということでございまして、合併当初の関係につきましては、そういった制度をしていなかったということで、よろしくお願ひを申し上げます。

それと、メーカーと施工業者が入っておるといふご質問があったといふふう存じます。

その関係につきましては、指名をいただいております信頼できる業者であるといふなかで指名をさせていただいたといふことで、よろしくお願いを申し上げます。

随意契約の関係、そういった方途の関係についてもご質問いただいたといふように考えておりますけれども、その時点の関係につきましては、これも先ほど市長から答弁をいただきましたけれども、あとの工事量等も多くあるといふことで、そういった中で競争性が得られるのではないかといふことでの、一般競争入札を実施をさせていただいたといふことをございます。

それと、地区遠隔装置の通信の関係の話もあったかといふふう存じます。

この関係につきましては、確におっしゃいますように、孤立したときの状況等もあるわけでございますが、市町村の防災行政無線の関係につきましては、住民に情報を伝達するのが同報系、また必要な情報を機動的に抽出するための移動系、また市町村等関係機関の連絡体制を確保するための地域防災無線の三つに分かれておるところでございますけれども、そういった南丹市としては、同報系防災行政無線を設置をしたといふことをございまして、ただ、そういった中で相互のやりとりの関係でありますけれども、八木エリアにつきましては6ヵ所、各小学校と支所、それと美山エリアにつきましても6局といふことで各小学校と美山自然文化村、支所に設置します屋外拡声子局がございます。その子局につきましては、すべて双方ができます送受信の機能を付けてございます。最低そういった中で孤立したときについては、本庁とのやりとりができるといふことで、ご理解をいただきたいといふふうにお考えおるところでございます。

以上、ご質問の要旨、また答弁の内容、漏らしたところがあったかも分かりませんが、分かっておる範囲でのご答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 松尾議員。

○議員（21番 松尾 武治君） 内容的なものは詳細なことが、今も休憩中の議論の中でお話があったように、的確には答えられない部分もございしますが、すべての項目にわたって一応考え方も出していただいたと。ただ、私がどうしても聞きたかったのは、法律との関係、いわゆる施工令との関係、これについては議会の中、本会議の中で質問しても当然答えられることだといふふうに思いますが、そのことについてのお答えが、まだないといふことですので、いわゆる八木地区は指名競争入札をしたと。しかし、法律の中ではその指名競争入札ができる条件といふのがあります。その条件の中でどの項目をそのことに該当したのかといふようなことは、担当が即この場答えられることだといふふうに思います。事前に通告しなければならないような問題じゃないといふふうに思います。

そのことと、いわゆる八木は指名競争入札、それも法律に基づいて当然やるべきこと

でありますので、それと美山についても今度は一般競争入札、これは合併して条例をどうかこうとか言うことじゃなくて、法律の中で許されていることがございます。何点かございます。私、今、条文持ってませんけれども、探したらありますが、それをどの部分を該当して、そのことをやったか。これは市の条例は法律の下なんです。上位法が上なんです。そのことを、どれを該当させたかということ、この本会議で、これは質問内容やない、通告がないとか、そういう問題じゃないです。私が契約のことを通告してるんですから、当然それぐらいの法律は準備しとくのが当たり前のことで、そんなことが答えられんようでは、私は困るというふうに思います。

それと再度聞いておきますが、システムの中でやはり小学校では双方向通信ができる。それは私も調べております。しかし、小学校区域をっていうのは、例えば、手前勝手になりますが、南丹市日吉町の胡麻であれば、胡麻の小学校がアナログだから、ちょっと違うと思いますけども、例えば畑郷の奥でがけ崩れが起こったと。そのときに通信ケーブルが切断されたというような場合に、この防災システムは通用しないということになるというふうに、私は現課に教えてもらったんですけども、やはりそのことが防災で一番大切だというふうに思いますが、このシステムはそれが欠けるというふうに思います。そのことについてどのような認識、いわゆるこのシステムを選択したのかということが聞きたかったんですが、それぐらいのことも当然、設計関わってもらった人が出ておられると思いますので、それぐらいのことは答えられると。それも防災無線のこと聞いているんです。それぐらいのことは準備をしていただきたいというふうに思います。

それ以外のことは、おおまか現課の担当者の方が答えていただきました。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） ただいまご質問いただきました中での、条項の関係でございますが、誠に申し訳ございません。今ちょっと手元に持ち合わせいたしておりませんので、ご理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それと、孤立無線の関係でございます。

この関係につきましては、先ほど申し上げましたように南丹市の関係につきましては同報系の行政防災無線を選んだということでございます。そういった中での孤立集落の対策につきましては、集落と市町村間の通信確保ということで衛星電話、携帯電話とか、地域防災無線とかいったそういった関係もあるわけでございます。そのほかに消防関係で持っております移動系の無線というのがございます。そういった関係につきましても活用していきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 部長、発言ありますか。

松田総務部長。

○総務部長（松田 清孝君） たびたび申し訳ございません。

先ほどありました適用条項の関係、その関係につきましては文章の方でお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、松尾議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

日程第2 議案第64号

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第2、議案第64号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま上程いただきました議案第64号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

議案第64号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第4号）につきまして、今回の補正につきましては、国の追加経済対策として実施される定額給付金と子育て応援特別手当に伴うものであります。歳入歳出それぞれ5億9,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を227億6,976万円にしようとするものであります。定額給付金については、景気後退化での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として、併せて、家計に広く給付することにより消費を増やし、下支えする経済効果を有するものとして実施されます。対象は全世帯に対し、一人当たり1万2,000円が給付されます。ただし、65歳以上と18歳以下の方には8,000円が加算され、2万円給付されるものであります。南丹市内で約1万3,500世帯に交付を予定いたしております。給付金と併せて、臨時職員の雇用、施設や事務機器の借り上げ、郵送費用等にかかる事務費の全額が国から補助金として交付されます。

次に、子育て応援特別手当につきましては、生活対策の一環として子どもの多い世帯、多子世帯の幼児教育期の子育て負担を支援するため、平成20年度限りの措置として幼児教育期の第2子以降の子ども一人につき3万6,000円が支給され、定額給付金と同じく手当と事務費合わせて全額が補助金として交付されます。繰越明許費につきましては、定額給付金事業で、平成20年度の支出としてシステム改修経費等を予定しておりますが、それ以外の経費につきましては、繰り越せざるを得ない状況でございます。また、子育て応援特別手当事業につきましては全額繰り越しをいたします。事業実施につきましては非常に繁忙な事務が多く、年度替わりの時期で転入、転出の時期でもあります。また、高齢の方を含め、申請手続きは分からないといった方も多く出てこようかと懸念されております。現在、庁舎内で横断的にプロジェクトを組んで事業を進めているところであります。

以上をもちまして、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第4号）の内容説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号につきましては、お手元配布の議案付託表その1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、追って通知いたします。

午後3時15分休憩

午後4時34分再開

○議長（吉田 繁治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行します。

これより各委員長の報告を求めます。

まず、面村総務常任委員長。

委員長。

○総務常任委員長（面村 則夫君） 大変長くお待たせをいたしました。

それでは、付託を受けました議案第64号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第4号）の審査の結果について報告をいたします。

まず、担当部長より詳細説明ののち、質疑を行いました。要約をいたしますと、社会的弱者が申請漏れにならないよう支給に関しては十分配慮を願いたい。また、電話等を通じての詐欺に市民が遭わないよう、取扱いに留意されたい。さらに定額給付金を早期に支給できるよう一層努力をされたいとの意見があり、表決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） ただいま厚生常任委員会に付託されました議案第64号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第4号）につきまして、慎重に審査しました結果、今日における経済対策の観点からも必要と認め、全員一致で可決いたしました。

なお、厚生常任委員会として本交付金の趣旨に基づき、行政の早期の交付事務完了を求めていると考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

特に、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより起立により、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ただいま5時前となりましたが、本日の議事の日程が終了するまで会議時間を延長いたしますので、ご了承してください。

日程第3 議案第65号から議案第75号まで

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第3、議案第65号から議案第75号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長(佐々木 稔納君) ただいま上程いただきました議案第65号から議案第75号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第65号、平成20年度南丹市一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国・府支出金等の交付決定等に伴う補正や各種事業費の確定見込み等により、歳入歳出共に精査を行いまして、減額がほとんどであります。国の第2次補正予算関係、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に伴いまして、約5億3,000万円の追加をしております。既定の歳入歳出予算に1億887万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を228億7,863万2,000円にしようとするものであります。

第2表、繰越明許費補正につきましては、やむを得ない事由により、年度内執行が困難となった19事業と地域活性化・生活対策臨時交付金事業を各款ごとにまとめており、これが6事業ありますので合計25事業につきまして、繰越明許費の追加をしようとする

るものであります。

第3表、地方債補正につきましては、廃止をする分で、事業費の減額等に伴うものや交付税措置のない起債につきまして精査をしております。変更につきましては起債の目的に沿いまして、地方債の限度額を3億3,080万円減額し、22億6,510万円に補正しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

事項別明細書21ページからの議会費におきましては、議会活動費の旅費などや議事録作成費、議会広報費等で348万9,000円減額しております。

総務費におきましては、1億179万6,000円の増額であり、総務管理費で地域情報基盤整備事業入札差金の減額、地域情報基盤管理運営費の事業費の確定による減額、CATV利用料の戻入金を充当します地域情報通信基盤基金積立金6,653万2,000円増額、まちづくり整備基金や財政調整基金、減債基金の利子積立金の増額、国の2次補正予算に伴います地域活性化・生活対策事業1億4,284万8,000円の追加をしておりますが、このうち平成20年度事業に充当するために活性化推進基金への積立金1億3,550万円などを計上いたしております。また、山陰本線複線化整備事業で1,100万円の既決予算の財源組み替えをいたしております。

民生費におきましては、1億6,263万8,000円減額しており、京都子育て支援医療費給付費やすこやか医療給付費で事業費の精査による減額、国民健康保険事業特別会計の事業費の精査に伴う繰出金の減額、介護給付費や訓練等給付費の減額に伴う自立支援給付事業の減額、老人ホーム入所措置費の減額、市内の社会福祉法人が介護保険サービス事業所の計画をされておりましたが、条件的に事業実施ができなかったため、介護保険サービス実施施設等整備事業補助金の減額、地域活性化・生活対策事業で保育所の耐震診断や修繕、外出支援サービス事業用の自動車購入補助などで2,778万1,000円の追加、生活保護扶助費の減額などを行っております。

衛生費におきましては、1,553万円を減額しており、予防費で老人保健事業や各種検診事業、予防接種事業の減額、地域活性化・生活対策事業では簡易水道事業特別会計への繰出金や医療機器の整備補助金などで2,716万7,000円の追加などを行っております。

農林水産業費におきましては、3,670万4,000円を増額しており、農業振興費で京のがんばる農家緊急支援事業補助金やパイプハウス整備事業補助金の減額、農地費で府営事業負担金の減額や土地改良事業では水路改良事業の補助金の内示の遅れにより次年度施行に延期し減額、地域活性化生活対策事業で新堂の大石ケ谷池のため池整備や間伐材出材奨励補助金、林道作業道事業、農道舗装補助金などの土地改良補助事業、美山の乳製品加工施設整備補助金などで7,019万2,000円の追加、林業費で森林整備地域活動支援交付金交付事業の減額、日吉町森林組合の高性能林業機械導入にかかる林業木材産業等振興施設整備交付金事業560万円の追加などを行っております。

商工費におきましては、財源組み替えを行い、京都府未来づくり交付金を企業支援事業に充当いたしております。

土木費におきましては、1億6,595万1,000円を増額しており、土木総務費で合併特例措置として、合併後3年間の特別交付税措置見合い分を土地開発基金に積み立てるため、土地取得事業特別会計繰出金として、1億4,735万7,000円を増額いたしております。また、地域活性化生活対策事業で要望の多くあります身近な生活道路等の改良や修繕工事、河川維持事業、都市計画公園事業などに1億3,657万1,000円を追加、道路橋りょう費で道路新設改良事業の減額、河川費で準用河川板野川にかかわります河川改修事業の減額、都市計画費で土地区画整理事業の減額や、都市計画街路事業の増額、住宅費で修繕等にかかります住宅管理費の減額などを行っております。

消防費につきましては、2,506万3,000円を減額しており、消防団員の退職者の確定等に伴い、消防団員退職報償金の減額、消防水利事業で耐震式貯水槽整備事業の入札差金を減額、防災ハザードマップ作成事業でも、入札差金の減額などを行っております。

教育費におきましては、3,766万9,000円を増額しており、教育総務費の学力充実・少人数指導事業で賃金等の減額や地域活性化生活対策事業で、八木小学校校舎耐震補強実施設計や富本小学校校舎補強計画、胡麻郷小学校屋内運動場基本設計、殿田中学校校舎・美山中学校屋内運動場耐震補強実施設計、美山中学校校舎改築工事実施設計、美山中学校ランチルーム・教室等耐震診断や教育用備品購入費で各幼稚園・小学校・中学校の地上デジタルテレビ整備などを計画しており、1億1,173万円を追加、小学校改築事業で殿田小学校の改築事業費の減額などを行っております。

災害復旧費におきましては、公共土木施設災害復旧費で事業費の確定等に伴い、390万5,000円の減額をしております。

公債費におきましては、借入金や借入時期、利率等を精査いたしまして、2,262万3,000円の減額を行っております。

次に歳入について、ご説明を申し上げます。

市税におきましては、各税目の収入実績等によりまして1億2,768万円の増額をいたしております。特に市たばこ税につきましては、12月補正では不確定要素もあり計上しきれなかったため、大きな伸びとなっております。

分担金及び負担金におきましては、有線テレビ受益者分担金やインターネットサービス加入分担金の増額、老人ホーム入所者負担金の減額などにより、235万6,000円の増額を行っております。

使用料及び手数料におきましては、住宅使用料の減額や汲取券等取扱手数料の減額などにより、438万円の減額を行っております。

国庫支出金におきましては、国の第2次補正予算に伴い、交付されます地域活性化生

活対策臨時交付金が5億2,897万2,000円の追加、市内の社会福祉法人の事業にかかります地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の減額、統合準用河川費補助金の減額、街路分の臨時交付金の増額、国民健康保険基盤安定負担金の減額、自立支援給付費負担金の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額などにより、5億5,955万7,000円の増額を行っております。

府支出金におきましては、京都府未来づくり交付金3,633万8,000円の増額や放課後児童健全育成事業補助金が名称変更になりました、伸び伸び育つ子ども応援事業費補助金934万3,000円の増額、森林整備地域活動支援交付金等補助金の減額、府民税徴収委託金457万4,000円の増額などにより、1,907万8,000円の減額を行っております。

財産収入におきましては、財政調整基金をはじめとする基金運用収入や市有地の売却等に伴います土地建物売払収入などにより、884万4,000円の増額を行っております。

寄附金におきましては、ふるさと南丹応援寄附金9件分とかやぶきの里保存寄附金、日吉所管内の一般寄附金などにより、199万6,000円の増額を行っています。

繰入金におきましては、特別会計繰入金で平成20年度をもって廃止いたします商品券事業特別会計の残金の繰入金910万円や南丹・京丹波地区土地開発公社の保有地を買い戻すため、土地開発基金を財源とします土地取得事業特別会計繰入金1,881万2,000円の追加、事業費の確定等に伴いますまちづくり整備基金や義務教育施設整備基金繰入金の減額、財源調整として繰り入れておりました財政調整基金の減額などにより、2億1,417万円の減額を行っております。

諸収入におきましては、延滞金の増額や預金利子の増額、CATVインターネット利用料等戻入金の増額、汲取券・ごみ袋等販売代金の減額、国道477号バイパス関連事業府補償金の減額、消防団員退職報償金の減額などにより、2,313万3,000円の減額を行っております。

市債におきましては、情報基盤整備事業債の減額や和泉振興ゾーン整備事業にかかるまちづくり整備事業債の減額、発達支援センター改修事業などにかかる社会福祉施設整備事業債の増額、事業費の精査による道路橋りょう整備事業債の減額、準用河川板野川改修事業にかかる河川整備事業債の減額、街路分の臨時交付金の増額に伴います街路整備事業債の減額、義務教育施設整備事業債の減額など、起債充当事業費の決定や精査等によりまして、3億3,080万円の減額を行っております。

以上が、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第5号）の主な内容であります。

次に、議案第66号、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、既定の歳入歳出予算額から1億8,345万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を36億4,350万6,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、歳出で保険給付費の一般被保険者療養給付費で1億3,

400万円減額、介護納付金で923万1,000円減額、保険事業費の特定健康診査委託料で1,283万円減額などであります。

歳入では、国民健康保険税で2億1,556万2,000円減額、国庫支出金の療養給付費等負担金で1億2,803万5,000円増額、共同事業交付金で5,875万1,000円減額。繰入金では一般会計繰入金で4,069万7,000円減額などあります。

以上が、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、議案第67号、平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算総額から1,296万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を4億8,984万6,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、歳出では医療給付費の精査などによりまして1,296万3,000円減額いたしております。

歳入では、支払基金交付金を1,296万3,000円減額をいたしております。

以上が、平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、議案第68号、平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算総額に1,772万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を29億4,450万円にしようとするものであります。

主な内容につきましては、歳入で国庫補助金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金2,053万9,000円を計上しております。これは介護従事者の処遇改善のための介護報酬の引き上げが行われますが、この介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために、平成20年度において臨時特例交付金が各市町村に交付されることによるものであります。

歳出では、その交付金を適正に管理運営するため、基金に積み立てる必要がありますので基金積立金として2,054万円計上いたしております。そして、21年度以降、介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるため、この基金を取り崩し、介護保険事業特別会計に繰り入れます。

以上が、平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、議案第69号、平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入予算額の内訳変更をしようとするものであり、変更につきましては運賃等の事業収入で20万円増額、府支出金で市町村運行確保生活路線維持費補助金280万円増額、一般会計繰入金285万5,000円減額、諸収入14万5,000円を減額しようとするものであります。

以上が、平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）の概要で

あります。

次に、議案第70号、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算総額に97万円を追加し、歳入歳出予算総額を7億6,537万4,000円にしようとするものであります。

第2表、繰越明許費につきましては、やむを得ない事由により年度内執行が困難となった事業につきまして、繰越明許費の設定をしようとするものであります。

主な内容といたしましては、歳出で施設管理費で、地域活性化生活対策臨時交付金事業による老朽管更新事業で予算調整を行い、1,279万6,000円の増額、基金費で簡易水道事業基金積立金953万円の減額などであります。

歳入では、水道使用料500万円の増額、水道施設補助金140万円の増額、地域活性化生活対策臨時交付金として、一般会計繰入金2,300万円の増額、基金繰入金3,000万円の減額などを計上いたしております。

以上が、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、議案第71号、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、事業の確定見込みなどにより、既定の歳入歳出予算総額から1億3,036万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を29億2,299万2,000円にしようとするものであります。

第2表、繰越明許費につきましては、やむを得ない事由により年度内執行が困難となった事業につきまして、繰越明許費の設定をしようとするものであります。

第3表、地方債補正につきましては、起債の限度額を補正しております。

主な内容といたしましては、歳出で総務費の総務管理費で、2,656万3,000円の減額、事業費の公共下水道事業費で1億2,093万8,000円減額などであります。

歳入では、分担金及び負担金の下水道事業費分担金と負担金と合わせまして、3,513万4,000円の増額、下水道使用料1,034万3,000円増額、繰入金では一般会計繰入金1,651万7,000円増額、事業費の確定等により下水道債1億8,980万円減額などあります。

以上が、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、議案第72号、平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算総額から61万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1,248万4,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、歳出で市の商品券事業の終結に伴う当会計の精算にあたり、余剰金の910万円を一般会計へ繰り出すものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により61万6,000円の減額であります。

以上が、平成20年度南丹市商品券事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、議案第73号、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算総額に1億1,928万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億3,077万7,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、合併後3年間の特例措置として、公債費負担の格差是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、包括的に措置される特別交付税の平成20年度の想定額1億4,005万9,000円や、財産収入を合わせた一般会計からの繰入金1億4,735万7,000円と、土地開発基金積立金利子収入198万3,000円を合わせました1億4,934万円を土地開発基金積立金に計上いたしております。また、一般会計繰出金1,881万2,000円につきましては、一般会計の都市計画道路の内環状線ほか1線、事業の用地取得をするため土地開発基金繰入金を財源として計上いたしております。事業費の小山東町区画整理事業につきましては、平成台の分譲地の売払いが、今年度は現時点ではありませんでしたので1区画分を残して、歳出の用地取得費と歳入の土地建物売払収入をそれぞれ7,500万円を減額いたしております。また、用地取得事業では、南丹・京丹波地区土地開発公社の保有地の市街地再開発用地を取得するため、土地開発基金繰入金を財源として2,613万5,000円を計上いたしております。

以上が、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、議案第74号、平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算総額から6,134万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を4億1,726万4,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金6,598万8,000円減額、保険基盤安定負担金671万5,000円を増額いたしております。

歳入では、保険料で特別徴収分8,877万円減額、普通徴収分2,278万2,000円増額、繰入金で保険基盤安定繰入金671万5,000円を増額いたしております。

以上が、平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、議案第75号、平成20年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）は、事業の確定見込みなどにより、既定の予算総額を3条収入200万円増額、3条支出272万6,000円の減額、4条収入7,185万3,000円の減額、4条支出5,052万2,000円の減額とするものであります。これにより既定の支出予算総額から5,324万8,000円を減額し、支出予算総額を7億3,760万円とするもので

あります。

以上が、平成20年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上をもちまして、一般会計をはじめ9特別会計、1企業会計の主な補正予算の内容説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第75号まで、平成20年度補正予算11件につきましては、お手元配布の議案付託表（その2）のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は3月19日に再開をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでした。

午後5時05分散会
